

## 参考資料

- ①セビリア戦略と世界ネットワーク(WNBR)定款（仮訳）
- ②生物圏保存地域のためのマドリッド行動計画(2008-2013)（仮訳）
- ③生物圏保存地域審査基準  
※①～③の資料は、文部科学省 HP より抜粋
- ④南アルプスユネスコエコパーク基本合意書
- ⑤中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書に関する意見書(南アルプス世界自然遺産登録推進協議会 ユネスコエコパーク推進部会、ユネスコエコパーク登録検討委員会) 2013(平成 25)年 11 月
- ⑥中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】意見書(静岡市) 2014(平成 26)年 1 月
- ⑦「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成 26 年 8 月」に基づく事後調査計画書 意見書(静岡市) 2014(平成 26)年 11 月

〔 2012. 8. 21 〕  
仮 訳

## 生物圏保存地域

### セベリア戦略と 世界ネットワーク（WNBR）定款

人間と生物圏（MAB）計画

目次

第 28 回 UNESCO 総会決議 2.4	3
生物圏保存地域に関するセビリヤ戦略	4
生物圏保存地域 – 最初の 20 年	4
生物圏保存地域の考え方	5
21 世紀に向けたセビリヤのビジョン	6
目標	9
実施指標	18
生物圏保存地域世界ネットワーク (WNBR) 定款	23

(参考文献)

UNESCO, 1996, Biosphere reserves: The Seville Strategy and the Statutory Framework of the World Network, UNESCO, Paris

生物圏保存地域の設置目的は、今日の世界が直面している最重要課題の一つ、つまり、生物圏の保全、経済的・社会的発展の探求、付随する文化的価値観の維持は、どのようにすれば調和を確保できるのかという点に対処することである。生物圏保存地域とは、UNESCOの「人間と生物圏（MAB）計画」に基づいて国際的に認められた陸上・沿岸・海洋生態系区域をいう。1995年3月にセビリア（スペイン）において有識者の国際会議がUNESCOにより開催された。この会議で練られた戦略は、「セビリア戦略」として知られており、21世紀における生物圏保存地域の今後の発展に向けて講じるべき措置を示している。また、セビリア会議が開催されたことで、「生物圏保存地域世界ネットワーク」が機能する諸条件を定める形で定款の内容が確定する一助となった。これら双方の文書は、1995年11月の第28回UNESCO総会決議2.4に基づいて採択されたものであり、この冊子においても示されている。これら文書の目玉の一つとして、「環境と開発に関する国連会議」（1995年、リオ）を受けて生まれたアジェンダ21の問題意識への対応に役立つ形で、生物圏保存地域が果たせる新しい役割が挙げられる。同時に、生物多様性条約を運用していく上で生物圏保存地域が果たせる重要な役割も強調されている。

生物圏保存地域

セビリア戦略

と

世界ネットワーク定款

人間と生物圏計画

## 第 28 回 UNESCO 総会決議 2.4 (1995 年 11 月)

総会は、

セビリア会議において、文化的価値の保護と調和を確保しつつ生物多様性を保全していくにあたり、「人間と生物圏 (MAB) 計画」の枠組の範囲内で設けられた生物圏保存地域が特に重要である旨が確認されたことを強調し、

生物圏保存地域が研究、長期的観測、研修、教育、社会一般の認識の推進を行う上で理想的な場となっている一方で、資源の保全や持続的使用に地域社会が全面的に関与できるようになっている点を考慮し、

生物圏保存地域が地域の発展や土地利用計画との関係で実験の場であり活動拠点になっていることを考慮し、

このような事情により、アジェンダ 21 に定められた諸目標に加え、リオ会議とそれ以降に採択された国際条約 (特に生物多様性条約) により定められた諸目標を達成していく上で、生物圏保存地域世界ネットワークが大きく貢献していることを考慮し、

特に生物圏保存地域の設置、強化、推進に向けた開発途上国の取組に支援を提供することで、現行ネットワークを拡充・改善し、地域・世界レベルの交流を促進していく必要があると確信し、

1. 総会として、セビリア戦略を承認するとともに、事務局長は、同戦略の効果的な実施に必要な資源を投入し関係者全員に対して可能な限り幅広く同戦略を広めるべきである。
2. 加盟国は、セビリア戦略を実施し、そのために必要な資源を動員すべきである。
3. 国際的及び地域的な政府間機関、関連の非政府系機関は、UNESCO と協力して、生物圏保存地域世界ネットワークの運用面での進展を図るとともに、これに相当する資源を投入するよう資金拠出団体に働きかけを行うべきである。
4. 別添の「生物圏保存地域世界ネットワーク定款」を採択し、以下の提言を行う。
  - (a) 加盟国は、生物圏保存地域に関する自国の方針の決定・実施に際して、上記定款を考慮に入れる。
  - (b) 事務局長は、上記定款の定めに従い生物圏保存地域世界ネットワーク事務局を整備して、同ネットワークを円滑に機能させ強化していく上で貢献する。

## 生物圏保存地域に関するセベリア戦略

### 生物圏保存地域 - 最初の 20 年

生物圏保存地域の設置目的は、今日の世界が直面している最重要課題の一つ、つまり、持続可能な利用を伴う生物多様性と生物資源はどのように調和を確保できるのかという点に対処することである。生物圏保存地域を効果的に機能させる上で必要になるものとしては、自然科学者・社会学者、保護団体・開発団体、運営当局、地域社会があり、この複雑な問題に一致協力して活動している。

生物圏保存地域の概念は、1974年のUNESCOの「人間と生物圏（MAB）計画」タスクフォースに端を発するものである。1976年には生物圏保存地域のネットワークが立ち上げられ、1995年3月現在で、その規模は82ヶ国324保存地域を含むまでに成長している。生物多様性の保全、経済発展の推進、関連の文化的価値観の維持という目標は、場合によっては相互に競合することもあるが、このネットワークは、目標相互間で持続可能な形でバランスを確保するというMABの目標を達成する上で重要な要素になっている。生物圏保存地域は、このような目標が検証され、改良され、実証され、実施される場となっている。

1983年にミンスク（ベラルーシ）において第1回国際生物圏保存地域会議がFAOとIUCNの協力を得てUNESCOとUNEPにより共同開催された。この会議の活動を受けて、1984年には「生物圏保存地域に関する行動計画」が生まれ、この行動計画はUNESCO総会とUNEP管理理事会により正式に承認されている。この行動計画の中身は概ね今日でも有効なものであるが、生物圏保存地域の運用状況については、UNCEDのプロセス、殊に生物多様性条約を見れば分かるように大きく変化している。生物多様性条約は、1992年6月にリオデジャネイロの「地球サミット」で署名され、1993年12月に発効し、現時点で批准を済ませている諸国の数は100ヶ国を上回っている。同条約の主な目的は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分である。生物圏保存地域の存在は、この総合的アプローチを促進する効果があるため、同条約の運用に貢献できる立場にある。

ミンスク会議から10年間は、保護対象となる区域全般について考えることと、生物圏保存地域について考えることは、平行線上にあるものとして推移してきた。最も重要な点として、生物多様性の保全と地域社会の開発ニーズとの関係は、生物圏保存地域というアプローチの中核的部分であり、現在となっては大半の国立公園や自然保存地域その他の保存地域域の運営面を成功裏に進めていく上で重要な要素であると認識されるようになってきている。1992年2月にベネズエラのカラカスで開催された第4回世界国立公園会議において、生物圏保存地域の重要側面となる各種のアイデア（コミュニティの関与、保全と発展との関係、国際協力の重要性）が採用されている。また、同会議では、生物圏保存地域を支援する旨

の決議が承認されている。

生物圏保存地域の運営面でも重要な新機軸が見られる。意思決定プロセスに各種関係者の参画を得ていく新手法や紛争解決の新手法が生み出されており、地域的アプローチを用いる必要性について関心の度合いが高くなっている。新種の生物圏保存地域（クラスター方式、越境保存地域など）の考案も行われ、生物圏保存地域の状況を見ると、保全に力点を置いたものから、関係者相互間の連携強化を介して保全とを一体的に行うというものへと大幅に変化している生物圏保存地域も多い。コンピューターの性能向上やインターネットなどの技術革新を追い風として、新しい国際的ネットワークが生まれており、生物圏保存地域相互間の国際的な意思疎通や連携が大きく促進されている。

このこととの関係で、1991年にUNESCO執行委員会では、「生物圏保存地域に関する諮問委員会」を設置する決定が下された。この諮問委員会においては、21世紀に入るに当たり、1984年の行動計画の実効性を評価し、その実施状況を分析し、生物圏保存地域の戦略を策定する時期にきているとの見解が出されている。

そのため、総会決議第27/C/2.3号に基づき、1995年3月20日～25日にセベリアにおいてスペイン当局の招請により、「生物圏保存地域に関する国際会議」がUNESCOにより開催された。この会議には、102ヶ国、国際機関・地域機関15団体から約400人の有識者が参加した。この会議の開催目的は、1984年行動計画の実行経験を評価できるようにして、21世紀における生物圏保存地域の役割について考察し（これにより、活動目的が明らかになる）、世界ネットワーク定款を構築していくことであった。この会議において、下記のセベリア戦略が策定されている。「人間と生物圏（MAB）計画」国際調整理事会の第13回会合（1995年6月12日～16日）において、セベリア戦略が強く支持された。

#### 生物圏保存地域の考え方

生物圏保存地域とは、「UNESCOの『人間と生物圏（MAB）計画』の枠組に基づいて国際的に認定された陸上・沿岸・海洋生態系の区域、または、これら区域の集合体」（生物圏保存地域世界ネットワーク定款）をいう。保存地域の推薦は各国政府により行われ、各保存地域は、一連の最低基準を満たすとともに、ネットワークに加入するには一連の最低条件を順守しなければならない。各生物圏保存地域の機能は3項目存在しており、それぞれ相互補完的な機能を果たしている。具体的には、まず、遺伝資源、生物種、生態系、景観を守るという「保全機能」があり、次いで、持続可能な経済発展・人材育成を促進するという「経済と社会の発展」機能があり、さらに、実証プロジェクト、環境教育・研修、保全や持続可能な成長の地域的、国内的、世界的問題に関する研究や実験を支援するという「学術的支援」機能がある。

物理的に見て、各生物圏保存地域は、3種類の要素を具備する必要がある。つまり、保護地域（生物多様性の保全、破壊が最小限に抑えられている生態系の観測、破壊をもたらさな

い研究その他環境に優しい利用法（教育など）の実施を目的としてしっかりと保護されている地域）、緩衝地帯（通常、保護地域を取り囲んだり隣接する形で設けられ、環境教育やレクリエーション、エコツーリズム、基礎・応用研究などの健全な生態系に配慮した活動に用いられる）、柔軟な移行地域（具体的には、各種の農業活動や定住等。地域社会、運営団体、科学者、非政府系団体、文化団体、経済団体その他の関係者が相互に連携して、この地域の資源を管理したり持続可能な形で開発を行う）。当初は、同心円の輪の形が想定されていたが、現地のニーズや状況に対応するため、これら 3 種類の地域区分は幅広い形で運用されている。実際問題として、生物圏保存地域のコンセプトで最も有利な点の一つとして、幅広い状況に応用される柔軟性と独創性が挙げられる。

一部の国では、生物圏保存地域の設置を目的とした法令が制定されているところもある。それ以外の国では、核心地域と緩衝地帯（の全体または一部）を国内法に基づく保存地域として指定している国が多い。生物圏保存地域の中には、他の制度の下で保護対象となる地域（国立公園、自然保存地域など）、国際的な認定を受けた場所（世界遺産やラムサール条約登録地域など）が同時に含まれるケースも多い。

また、所有権の仕組みにも大幅な差が見られることがある。生物圏保存地域の核心地域は、通常は公有地であるが、私有地であったり非政府系団体に帰属しているケースもある。緩衝地帯は、私有地であったり共有地であったりするケースが多く、移行地域も概ね同様である。生物圏保存地域に関するセベリア戦略には、このように広い範囲の状況が映し出されている。

## 21 世紀に向けたセベリアのビジョン

21 世紀に向かって進んでいくと、どのような将来が見えてくるのだろうか。現在の人口増加と人口分布の趨勢、エネルギーや天然資源への需要増大、経済のグローバル化、貿易パターンが及ぼす農村部への影響、文化的独自性の減退、一極集中に加えて、欲しい情報の入手が困難であること、技術革新の普及が均一ではないといった事情の相乗効果によって、近い将来において環境や開発に関して厳しい未来像が見えてくる。

UNCED プロセスには、農村部を尊重し農村部に蓄積された知恵も尊重するなど、環境への配慮とともに社会的公正の強化も取り込む形で、持続可能な発展に向けた別経路が示されている。アジェンダ 21、生物多様性条約、気候変動条約、砂漠化対処条約その他の多国間条約を見ると、国際レベルにおける今後の道筋が見えてくる。

しかし、地球社会では保全と持続可能な発展の双方を推進すべく UNCED の構想を凝縮した実施例も必要である。このような実施例がうまく機能するのは、社会における社会的ニーズ、文化的ニーズ、精神的ニーズ、経済的ニーズがすべて示されており、健全な科学的根拠がある場合に限られる。



生物圏保存地域を見ると、この種の実施例が示されている。生物圏保存地域は、人間の活動による悪影響が増している世界で孤立した島を作るというものではなく、人々と自然との調和を図る舞台となったり、過去の知識を将来のニーズに結び付けたりすることが可能であり、さらには、制度的に縦割りにになってしまうという問題点の克服方法を示すことができる。要するに、生物圏保存地域は、単なる保存地域以上の存在なのである。

そのため、生物圏保存地域の場合、新しい役割を果たせるのである。生物圏保存地域については、その内部や周囲で人が生活、仕事を行い、自然界との間でバランスのとれた関係を実現していく手段になるだけでなく、これまでよりも持続可能性に富んだ将来への道筋を示すことで、社会全体のニーズにも貢献できる。この点こそ、21世紀における生物圏保存地域のビジョンの核心部分なのである。

UNESCOにより1995年3月20日～25日にセビリア（スペイン）にて開催された「生物圏保存地域に関する国際会議」では、下記の2本柱で構成されるアプローチが採用された。

- ・ 生物圏保存地域という革新的なコンセプトを実行に移すため、過去の経験を生かす。
- ・ 将来に向けて、「保全機能」、「経済と社会の発展機能」、「学術的支援」の3機能に対して何が強調されるべきか明らかにする。

セビリア会議では、生物圏保存地域を設置した場合に問題点や制約事項があるにもかかわらず、仕組み全体としては革新的なものであり大きな成果もあげているとの結論が下されている。特に、これら3種類の基本機能は、今後も引き続き妥当性を維持していくと思われる。これらの機能を実現し、分析を行うとの観点から、同会議により下記10項目の基本的方向性が明らかにされており、新しく設けられたセビリア戦略の基盤となっている。

1. 保全と持続可能な発展を行う中で、特に、生物多様性条約、気候変動、砂漠化、森林関連などの諸協定に対して、生物圏保存地域の貢献を強化する。
2. 未開の地域から都市部に至るまで、多様な環境・生物・経済・文化的要素を盛り込む形で生物圏保存地域を発展させる。特に、沿岸・海洋環境において生物圏保存地域のコンセプトを援用することが想定されるとともに、そのようにする必要性もある。
3. 生物圏保存地域世界ネットワークにおける構成要素として、生物圏保存地域の地域内、地域間、テーマ別のネットワークを生み出すことを強化する。
4. 生物圏保存地域における科学調査、観測活動、研修、教育を強化する。なぜなら、これらの地域における資源の保全と合理的使用を行うには、自然科学・社会科学、人文科学に健全な形で立脚する必要があるからである。このことは、生物圏保存地域への人材・資金の投入が不足しており注視が必要な国において特に重要になる。
5. 生物圏保存地域を構成する地域全般が、保全、持続可能な発展、科学的理解に適切な形で寄与するようにする。
6. 移行地域の範囲を拡大して、生態系管理などのアプローチに適した広い区域が含まれるようにするとともに、生物圏保存地域を利用して、地域的規模で持続可能な発展への各種アプローチの検討や実証活動を行う。そのためには、これまで以上に移行地域に着目

する必要がある。

7. 生物圏保存地域の人的側面をこれまでよりも深く検討する。文化的多様性と生物多様性との間で関係を構築する。従来型の知識や遺伝資源を保全するとともに、これらのものが持続可能な発展で果たす役割を認識した上で推進していく必要がある。
8. 各生物圏保存地域の運営については、基本的には地域社会と社会全体との間における「契約」として推進する。運営はオープンなものにして、臨機応変で順応性に富んだものにする。このようなアプローチを導入すると、外部からの政治的、経済的、社会的圧力に対して、生物圏保存地域や地域社会が適切に対処しやすくなる。
9. 個々の現場レベルとネットワークレベル双方で、関係団体や関係部門が一致協力する形で生物圏保存地域のアプローチに取り組むようにする。関係者全員の間で情報が自由にやり取りされるようにする。
10. 将来に向けて投資する。生物圏保存地域については、長期的な複数世代にわたる視点に立った上で、意識の啓発、情報提供、教育といった活動を介して、自然と人間社会との共生の理解を増進させる形で活用していく必要がある。

要するに、生物圏保存地域では、科学的に正確で文化的に創造性に富み運用面では持続可能な運営を行うことで、自然的価値と文化的価値を保全したり生み出したりする必要がある。そのため、セビリア戦略を介して実施される生物圏保存地域世界ネットワークは、一体感を生み出す効果があり、世界の人々や国々の結束を強化していく上で役立つと考えられる。

## 戦略

下記の戦略は、実効的な形で生物圏保存地域を整備したり、生物圏保存地域世界ネットワークが適切に機能するための条件を明記している。その内容は、生物多様性条約やアジェンダ 21 の一般原則の二番煎じではなく、保全と発展との関係について新しいビジョンを構築する場合に、生物圏保存地域の具体的役割を示したものである。そのため、本書では、あえて少数の重点項目に力点が置かれている。

本戦略には、個々の提言が最も実効的に機能するレベル（国際的レベル、国内レベル、個別の生物圏保存地域レベル）が示されている。ただし、各国や各地域の運用状況に大きな幅があることに鑑み、望ましいとされる活動のレベルは、単に指針として見るべきであり、目の前の状況に合わせて順応させていく必要がある。特に、「国内」レベルについては、個別保存地域よりも広範囲をカバーする自治体レベル（例、州、郡など）も含むものと解釈する必要がある。国によっては、国内 NGO や地元 NGO がこのレベルの活動を適切な形で代行できる場所もあるかもしれない。同様に、「国際」レベルの場合、地域的活動や地域間活動が含まれるケースも多い。

本戦略には、望ましいと考えられる実施指標（つまり、関係者であれば誰でも本戦略の実施状況をフォローし評価できるようにする活動内容のチェックリスト）も盛り込まれている。これらの指標の作成時に用いられた基準としては、実際に利用できること（その情報は比較的容易に収集できるものなのか）、簡素であること（そのデータは曖昧なものなのか）、役に立つこと（保存地域の運用責任者や国内委員会、ネットワーク全体から見て、その情報が有益なものなのか）という点が挙げられる。実施指標の役割の一つは、成功している運用メカニズムのデータベースを構築して、ネットワークの構成員間で情報交換することである。

#### 目標 I — 生物圏保存地域を用いて自然・文化の多様性を保全する

目的 I.1 — 生物圏保存地域世界ネットワークを用いて自然・文化的生物多様性の範囲を改善する

##### 国際レベルでの提言

1. 生物多様性条約の目標を実行していく手段として生物圏保存地域を推進する。
2. 脆弱性分析などのアイデアを踏まえた上で、生物地理区分への総合的なアプローチを推進して、社会生態学的要因を取り込んだ制度を整備する。

##### 国内レベルでの提言

3. 生物圏保存地域世界ネットワークの対象範囲を評価する判断材料として、その国の生物地理分析の準備を行う。
4. この分析の関係で、既存の保護地域も考慮した上で、必要に応じて生物圏保存地域を設置、強化、拡充する。その際、自然と文化双方の観点から、断片的に存在する生息環境、危機に直面した生態系、脆弱な環境に特に留意する。

目的 I.2 — 生物圏保存地域を保全計画に取り入れる

##### 国際レベルでの提言

1. 国境をまたぐ形で存在している生命体、生態系、遺伝資源の保全に対応する方策として、国境を超える形で生物圏保存地域の設置を促進する。

##### 国内レベルでの提言

2. 生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた戦略、保護地域に関する計画、生物多様性条約第 6 条にいう各国の生物多様性戦略や行動計画に、生物圏保存地域を取り込む。

3. 適切と判断される場合、生物多様性条約その他の多国間条約に基づいて着手・助成されるプログラムに、生物圏保存地域を強化・整備する取組を盛り込む。
4. 緑の回廊（グリーンコリドー）など、生物多様性の保全を強化する手法を介して、生物圏保存地域を相互に関連付けたり、他の保護地域とも関連付けるとともに、この種の相互関連を維持するようにする。
5. 生物圏保存地域を用いて、栽培種・家畜種の野生種など、遺伝資源をそのままの形で保全するとともに、復旧や再導入の場として生物圏保存地域を用いたり、実験施設内で保全したり利用したりする取組と関連付ける。

目標 II — 土地管理モデルとして、また、持続可能な発展へのアプローチのモデルとして、生物圏保存地域を活用する

目的 II.1 — 地元住民の支持と関与を確保する

国際レベルでの提言

1. 紛争解決、現地の便宜供与、関係者による政策決定・運営責任への関与など、生物圏保存地域運用の主な側面について指針を作成する。

国内レベルでの提言

2. アジェンダ 21 や生物多様性条約の持続的活用という目標を実行に移すための計画に、生物圏保存地域を取り入れる。
3. 生物圏保存地域を設置、強化、拡充して、伝統的な生活様式や固有の生物多様性の利用法が営まれている地域（宗教的地区を含む）や、人間と環境との間に重要な相互作用がある地域（例、都市部周辺地域、荒廃した農村部、沿岸地域、淡水環境、湿地帯）を含めるようにする。
4. 緩衝地帯や移行地域において持続可能な発展を推進する伝統的知識などを含んだ技術の伝承を通じて、保全という目標と両立する活動を推進する。

個別保存地域レベルでの提言

5. 各種関係者の利害関係の調査を行い、保存地域の運営や利用に関する企画立案・意思決定にこれらの関係者の全面的関与を得る。
6. 環境劣化の原因となったり生物資源の持続不可能な利用の原因となった要因を把握し対策を講じる。
7. 保存地域の天然産品・サービスを評価し、その評価内容を用いて、地元住民にとって環境面から見て健全で経済的に持続可能な収入の機会を促進する。
8. 天然資源の保存と持続可能な利用に向けた優遇策を整備し、生物圏保存地域において現

時点で見られる行為が制限されたり禁止されたりする場合には、地元住民の生計を維持する別の手立てを設ける。

9. 天然資源の利用から得られた便益については、入場料の分配、天然産品・手工芸品の販売、地元建築技法や労働力の活用、持続可能な活動の整備などの方策によって、関係者と公平に分かち合う。

## 目的 II.2 — 生物圏保存地域相互間の調和と相互関係の改善を図る

### 国内レベルにおける提言

1. 各生物圏保存地域において、実効的な内容の運営方針・計画に加え、これらを実行するための適切な権限・制度を整備する。
2. 生物圏保存地域の保全機能と持続的利用機能とが相互に両立しない場合に、適切なバランスを確保する方策を講じる。

### 個別保存地域レベルでの提言

3. 生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用する制度的メカニズムを構築・整備する。
4. 各種利害関係（例、農業、林業、狩猟、採取、水・エネルギー供給、漁業、観光、レクリエーション、研究）など、保存地域の経済的・社会的関係者の声が代弁される形で、現地の意見聴取制度を設ける。

## 目的 II.3 — 生物圏保存地域を地域計画に取り入れる

### 国内レベルでの提言

1. 地域発展政策や地域の土地利用計画立案活動に生物圏保存地域を盛り込む。
2. 各生物圏保存地域の近くにいる大規模土地利用者に働きかけて、持続的な土地利用に好都合な実務活動が採用されるようにする。

### 個別保存地域レベルでの提言

3. フォーラムを開催するとともに実証の場を設けて、その地域の社会経済面・環境面での問題点を吟味するとともに、その地域にとって重要な生物資源を持続可能な形での活用を図る。

## 目標 III — 研究、観測、教育、研修で生物圏保存地域を用いる

### 目的 III.1 — 人間と生物圏との相互作用に関する知識を向上させる

#### 国際レベルでの提言

1. 生物圏保存地域世界ネットワークを用いて、完了するまで何十年もかかる長期研究など、環境・社会経済面の比較研究を実施する。
2. 生物多様性、砂漠化、水循環、民族生物学、地球的規模の変化などの項目を取扱う国際的研究プログラムで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
3. 南半球や東アジア、ラテンアメリカで存在するものなど、地域的・地域間レベルの共同研究プログラムで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
4. 生物圏保存地域に関して、革新的な分野横断的研究手法の開発を促進する。この中には、社会的、経済的、生態系データを一体的に運用する柔軟なモデリングシステムなどが含まれる。
5. 生物圏保存地域における研究ツールや方法論を集めた情報拠点を整備する。
6. 生物圏保存地域世界ネットワークと、他の研究・教育ネットワークとの間の相互関係を推進するとともに、私立・公立を問わず、また、政府系であるか非政府系であるかを問わず、大学その他の高等研究教育機関の共同研究プロジェクトで、生物圏保存地域の利用を促進する。

#### 国内レベルでの提言

7. 国内的・地域的な科学調査プログラムと生物圏保存地域を一体的に取り扱うとともに、この種の研究活動と、保全・持続的発展に関する国内政策・地域政策とを連動させる。

#### 個別保存地域レベルでの提言

8. 基礎研究・応用研究で生物圏保存地域を用いる。殊に、現地の問題点を重視したプロジェクト、自然科学と社会科学の双方を取り込んだ分野横断的プロジェクト、劣化した生態系の復旧、土壌や水質の保全、天然資源の持続的使用が必要となるプロジェクトで、生物圏保存地域を用いる。
9. 生物圏保存地域の運用面での研究・観測結果を合理的に利用するため、データ管理の実用的システムを整備する。

#### 目的 III.2 - 観測活動を改善する

#### 国際レベルでの提言

1. 地上・海洋観測システム、地球的規模の変化、生物多様性、森林の健康状態などの項目に力点を置いた国際的活動の重点的な長期観測の場として、国際レベル、地域レベル、国内レベル、地元レベルで、生物圏保存地域世界ネットワークを用いる。
2. 動植物の内容説明に関するメタデータについて標準的な処理方法の導入を促進し、生物圏保存地域で生まれた科学的情報をやり取りしたり、利活用しやすくする。

#### 国内レベルでの提言

3. 生態・環境の観測活動への生物圏保存地域の参画を促進するとともに、生物圏保存地域と他の観測現場・ネットワークとの関係構築を促進する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

4. 動植物の状況調査、生態系・社会経済データの収集、天文観測・水理観測の実施、汚染の影響調査など、科学的目的により、また、健全な現場として、生物圏保存地域を用いる。
5. 居住生物の生物多様性、持続可能性、生活の質を評価・観測する手法・アプローチを開発したり検証する実験地域として、保存地域を用いる。
6. 緩衝地帯や移行地域で行われる各種の生産的活動について、(生態系、経済的、社会的、制度的な関係で) 持続可能性の指標を整備する際に、保存地域を用いる。
7. 生物圏保存地域の運用面での研究・観測結果を合理的に利用するため、データ管理の実用的システムを整備する。

#### 目的 III.3 - 教育、一般認識、関与状況を改善する

#### 国際レベルでの提言

1. 生物圏保存地域相互間で実体験や情報のやり取りを促進し、生物圏保存地域の諸活動へのボランティアや地元住民の参画強化を図る。
2. 生物圏保存地域や現場レベルでの経験に関する情報を普及させるべく、広報制度の整備を推進する。

#### 国内レベルでの提言

3. 生物圏保存地域において実際に見られる形で、保全や持続的利用に関する情報を学校教育課程や教材、メディア活動に取り入れる。
4. 国際的なネットワークや取組への生物圏保存地域の参加を促進し、教育や一般認識における分野横断的關係の推進を図る。

#### 個別保存地域レベルでの提言

5. 地域社会、児童生徒、その他の関係者による教育・研修活動への参画、また、生物圏保存地域内の研究・観測活動への参画を促進する。
6. 保存地域本体、生物多様性の保全・持続的利用の重要性、社会文化的側面、レクレーシ

ョンや教育活動、資源について、来訪者向け情報を整備する。

7. 児童生徒その他団体の教育啓発に資する施設として、各保存地域における生態系に関する実地教育拠点の整備を推進する。

#### 目標 III.4 ー 専門家や運営担当者向けの研修を改善する

##### 国際レベルでの提言

1. 生物圏保存地域世界ネットワークを活用して、国際的な研修機会や取組の支援・促進を図る。
2. 地域研修拠点として寄与する代表的な生物圏保存地域を把握する。

##### 国内レベルでの提言

3. 21 世紀における生物圏保存地域の運営担当者に必要な研修内容を明確化し、モデルとなる研修プログラムを策定する。具体的な論点としては、生物圏保存地域における調査・観測活動の企画実施方法、社会及び文化状況の分析・調査方法、生態系や景観と両立する形で資源管理を行う方法などが考えられる。

##### 個別保存地域レベルでの提言

4. 実地研修や、国内、地域、現地向けセミナーで、保存地域を用いる。
5. 地元住民その他の関係者を対象として適切な研修・雇用が行われるようにして、生物圏保存地域における各種取組の調査、観測、調査に全面参加できるようにする。
6. 地域社会その他現地の業者（意思決定権者、地元リーダー、生産や技術移転、地域開発プログラムに携わる業者など）向けの研修プログラムを促進して、生物圏保存地域の企画、運営、観測プロセスに全面的に参加できるようにする

#### 目標 IV ー 生物圏保存地域の考え方を実行に移す

##### 目的 IV.1 ー 生物圏保存地域の機能を一体運用する

##### 国際レベルでの提言

1. 国内レベル、地域レベル、国際レベルにおいて、実体験が他者に対してプラスに作用する実証目的の生物圏保存地域（のモデルまたは例示）を把握し公表する。
2. 生物圏保存地域に関する戦略や国内的活動の緻密化や定期的検討に関して、指導や助言を提供する。
3. 生物圏保存地域の運営担当者を対象としたフォーラムその他の情報交換制度を整備す



る。

4. 生物圏保存地域の運営計画・方針の策定方法に関する情報を整備し普及させる。
5. 生物圏保存地域の現場における運営上の問題点について手引きを作成する。この中には、地元参加を確保する方法、各種運営策の事例研究、紛争解決技法などが含まれる。

#### 国内レベルでの提言

6. 各生物圏保存地域において、実効的な内容の運営方針・計画に加え、これらを実行するための適切な権限・制度を整備する。
7. 生物圏保存地域の該当区域やその周辺地域において、環境面・社会的観点から見て持続可能な活動を整備・維持していく民間の取組を促進して、地域開発の促進を図る。
8. 生物圏保存地域に関する戦略や国内行動計画を策定して定期的に審査を行う。この種の戦略では、保全に向けた他の国内制度との関係で、生物圏保存地域が補完的な役割を果たしプラスに作用する方向を目指す必要がある。
9. 生物圏保存地域の運営担当者を対象としたフォーラムその他の情報交換制度を整備する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

10. 生物圏保存地域の各種地域を把握して地図上に示し、それぞれの地位を明確化する。
11. 生物圏保存地域の地域すべてを盛り込む形で全般的運営計画・方針を作成、実行、観測する。
12. 必要に応じて、核心地域を保全するため、持続可能な発展基準に沿って緩衝地帯と移行地域の再計画を行う。
13. 生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用する制度的メカニズムを構築・整備する。
14. 生物圏保存地域の企画立案・運営活動に地域社会の参画を得られるようにする。
15. 生物圏保存地域や周辺地域において、環境面・社会的観点から見て持続可能な活動を整備・維持していく民間の取組を促進する。

### 目的 IV.2 — 生物圏保存地域世界ネットワークを強化する

#### 国際レベルでの提言

1. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款の実施に向けて、十分な資金が提供されるようにする。
2. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款により義務付けられた形で、生物圏保存地域を各国が定期的に審査するようにして、各国に支援を行い自国の生物圏保存地域を機能させる。
3. 生物圏保存地域諮問委員会の活動を支援し、その提言や指導の内容を全面的に検討し活

用する。

4. 生物圏保存地域の情報提供能力や技術的能力を加味した上で生物圏保存地域間のコミュニケーションをはかり、既存のものや予定されている地域的ネットワークやテーマ別ネットワークを強化する。
5. 類似した管理地域のネットワークや国際機関、非政府系機関のうち生物圏保存地域の目標と一致するところとの間で、独創的な関係や連携関係を構築する。
6. 生物圏保存地域相互間での姉妹提携を推進・促進するとともに、国境をまたぐ保存地域を育成する。
7. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、生物圏保存地域世界ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
8. 可能と判断される場合、二国間・多国間の援助団体から助成を受けたプログラムに、生物圏保存地域を取り込むよう主張する。
9. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する。
10. 各種データの収集とやり取りに関する基準・方法論を整備し、生物圏保存地域ネットワーク全般で適用されるよう支援する。
11. 実施指標を活用しつつセベリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達成に資する要因と阻害要因について分析する。

#### 国内レベルでの提言

12. 生物圏保存地域世界ネットワーク定款の実施に向けて、十分な資源が提供されるようにする。
13. 生物圏保存地域に対して提言や指導を行えるよう国内レベルのメカニズムを整備する。
14. 定款により義務付けられた形で、その国の各生物圏保存地域の状態や活動内容の評価報告書を作成し、不備が生じた場合には、その対応を行う上で十分な資源を供給する。
15. 類似した管理地域のネットワークや国際機関、非政府系機関のうち生物圏保存地域の目標と一致する点において、独創的な関係や連携関係を構築する。
16. 生物圏保存地域相互間での姉妹提携の可能性を探るとともに、適切と判断される場合には国境をまたぐ保存地域を設置する。
17. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
18. 国際的な助成制度や二国間の助成制度（地球環境ファシリティなど）の提案に際して、生物圏保存地域を盛り込むようにする。
19. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する。
20. 実施指標を活用しつつセベリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達成

成に資する要因と阻害要因について分析する。

#### 個別保存地域レベルでの提言

21. 資料を配布したり、広報方針を策定したり、ネットワークの加入団体としての役割を目立たせることで、生物圏保存地域の知名度を向上させる。
22. 生物圏保存地域の利益になる形で、企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する。
23. 実施指標を活用しつつセビリア戦略の実施状況を観測、評価、フォローして、指標の達成に資する要因と阻害要因について分析する。

実施指標

相互参照

国際レベル

生物多様性条約の実施面で生物圏保存地域を取り入れる	I.1.1
生物地理区分の整備状況を改善する	I.1.2
国境をまたぐ生物圏保存地域を新規に設ける	I.2.1、IV.2.6
指針を策定・公表する	II.2.1、IV.1.4、IV.1.5
比較研究活動を実施する	III.1.1
国際的研究プログラムに生物圏保存地域を取り入れる	III.1.2
地域内・地域間レベルの研究プログラムを整備する	III.1.3
分野横断的研究ツールを開発する	III.1.4
研究ツールや方法論を集めた情報拠点を整備する	III.1.5
他の研究・教育ネットワークとの間の相互関係を構築する	III.1.6
国際的な観測プログラムに生物圏保存地域を取り入れる	III.2.1
データ自体やデータのやり取りに関する標準的な処理方法・方法論を導入する	III.2.2、IV.2.10
生物圏保存地域相互間で実体験や情報を交換するメカニズムを整備する	III.3.1
生物圏保存地域の情報提供システムを実施する	III.3.2、IV.2.4、IV.2.7
国際的な研修機会や取組を整備する	III.4.1
地域的な研修拠点を把握・整備する	III.4.2
実証目的の生物圏保存地域を把握し公表する	VI.1.1
生物圏保存地域に関する戦略や国内的活動の作成や検討に関して、指針を提供する	VI.1.2
生物圏保存地域の運営担当者相互間での情報交換制度を整備する	VI.1.3
生物圏保存地域世界ネットワーク定款を国際レベルと国内レベルで実施する	VI.2.1、IV.2.2
生物圏保存地域諮問委員会の機能と実効性を確保する	VI.2.3
地域的ネットワークやテーマ別ネットワークを整備・強化する	VI.2.4
生物圏保存地域と類似の管理地域・団体との交流を進展させる	VI.2.5
生物圏保存地域相互間での姉妹提携メカニズムを推進する	VI.2.6
生物圏保存地域に関する資料や広報用資料を策定する	VI.2.7
生物圏保存地域を二国間・多国間援助プロジェクトに取り込んでいく戦略を策定する	VI.2.8
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策定する	VI.2.9

世界ネットワーク全般にわたりデータ関連の基準・方法論を運用 VI.2.10  
する

国内レベルにおけるセブリア戦略の実施状況を観測・評価するメ VI.2.11  
カニズムを整備する

実施指標

相互参照

国内レベル

生物地理分析を事前に行う	I.1.3
生物圏保存地域の新設・拡充の必要性に関する分析を完了させる	I.1.4、II.1.3
国内戦略や、生物多様性条約等への対応策に、生物圏保存地域を取り入れる	I.2.2、I.1.3
生物圏保存地域相互間の関係を推進する	I.2.4
生物圏保存地域における遺伝資源をそのままの形で保全する計画を設ける	I.2.5
持続可能な発展計画に生物圏保存地域を取り込む	II.1.2
伝統的な生活様式を取り込むとともに、人間と環境との間に重要な相互作用がある地域において、生物圏保存地域を推進・強化する	II.1.3
保全や持続可能な利用活動を把握し推進する	II.1.4
生物圏保存地域全般にわたり実効的な運営計画・方針を整備する	II.2.1、II.1.6
保全機能と持続的利用機能とが相互に両立しない場合に、メカニズムを整備し、これらの機能相互間で適切なバランスを確保する	II.2.2
地域開発政策や地域の土地利用計画立案活動に生物圏保存地域を盛り込む	II.3.1
各生物圏保存地域の近くの大規模土地利用者に働きかけて、持続可能な活動が行われるようにする	II.3.2、IV.1.7
保全・持続的発展に関する国内政策・地域政策に、生物圏保存地域を取り入れる	III.1.7
国内観測プログラムに生物圏保存地域を取り入れるとともに、同様の観測現場やネットワークと連動させる	III.2.3
生物圏保存地域で実際に行われている保全や持続的利用に関する原理原則を学校教育課程に取り入れる	III.3.3
国際的教育ネットワークや取組に生物圏保存地域が参加する	III.3.4
生物圏保存地域の運営担当者を対象としてモデルとなる研修プログラムを策定する	III.4.3
生物圏保存地域に関する国内戦略や行動計画を審査するメカニズムを整備する	IV.1.8
生物圏保存地域運営担当者相互間で情報交換を行うメカニズムを整備する	IV.1.9
生物圏保存地域世界ネットワーク定款を国内レベルで実施する	IV.2.12、IV.2.14
生物圏保存地域を対象とした助言提供や調整を行う国内レベル	IV.2.13

のメカニズムを整備する	
類似した管理地域や団体のうち生物圏保存地域の目標と一致するところとの間で、交流を推進する	IV.2.15
生物圏保存地域相互間での姉妹提携を醸成するメカニズムを整備する	IV.2.16
生物圏保存地域に関する資料や広報用資料を策定する	IV.2.17
二国間・多国間の助成活動に、生物圏保存地域を盛り込む戦略を整備する	IV.2.18
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策定する	IV.2.19
国内レベルにおけるセブリア戦略の実施状況を観測・評価するメカニズムを整備する	IV.2.20

実施指標

相互参照

個別保存地域レベル

各種関係者の利害関係の調査を行う	II.1.5
環境劣化の原因となったり生物資源の持続不可能な利用の原因 となった要因を把握する	II.1.6
保存地域の天然産品・サービスの調査を行う	II.1.7
地元住民による持続可能な利用に向けた優遇策を把握する	II.1.8
便益を公平に分ち合う計画を作成する	II.1.9
生物圏保存地域の取組や活動を管理、調整、一体運用するメカニ ズムを整備する	II.2.3、IV1.10、IV.1.12
現地の意見聴取制度を整備する	II.2.4
地域の実証の場を設ける	II.3.3
研究・観測計画の調整を行った上で実施する	III.1.8、III.2.4
実用的なデータ管理システムを導入する	III.1.9、III.2.7
観測方法の開発・検証の場として生物圏保存地域を用いる	III.2.5
地元住民に関する持続可能性指標の開発の場として生物圏保存 地域を用いる	III.2.5、II.2.6
教育、研修、研究、観測プログラムに現地関係者を取り込む	III.3.5、III.4.5
生物圏保存地域来訪者向けの情報を整備する	III.3.6
生物圏保存地域において生態系フィールド拠点を設ける	III.3.7
生物圏極語を実地研修活動に利用する	III.4.4
地域の教育研修プログラムを整備する	III.4.6
生物圏保存地域の各種地域を把握して地図上に示す	IV.1.10
緩衝地帯と移行地域の再計画を行い、核心地域を保全する	IV.1.12
生物圏保存地域の企画立案・運営活動に地域社会の参画を得られ るようにする	IV.1.14
環境面・社会的観点から見て持続可能な活動を整備していく民間 の取組を促進する	IV.1.15
個々の生物圏保存地域に関して資料や広報用資料を策定する	IV.2.21
企業、NGO、財団から寄せられた民間資金を動員する戦略を策 定する	IV.2.22
各論レベルにおいてセベリア戦略の実施状況を観測・評価するメ カニズムを整備する	IV.2.23



## 生物圏保存地域世界ネットワーク定款

### 序

UNESCO の「人間と生物圏（MAB）計画」の枠内で生物圏保存地域が設けられているが、その目的は、人間と生物圏との間でバランスが取れた関係を促進し実証を行うことである。生物圏保存地域は、関係国の要請を受けて MAB 国際調整理事会が指定を行っている。各生物圏保存地域は、依然として所在国の主権に服しているため、その国の法律にのみ拘束されるが、世界ネットワークを形成しており、このネットワークにおいてその国の参加は任意となっている。

この生物圏保存地域世界ネットワーク定款の策定目的は、各生物圏保存地域の実効性を補強し、地域レベルと国際レベルで共通理解、意思疎通、協力関係を強化することである。この定款で企図されているのは、生物圏保存地域の認知度を広め、効果的に機能する実務上の実例を奨励・推進することである。リストから外す手続は、このように基本的に前向きなアプローチの例外として受け止めるべきであり、その国の文化事情、社会経済事情を考慮した上で慎重に検討し、関係する政府に意見聴取して初めて援用すべきものである。文言の内容を見ると、生物圏保存地域の指定、支援、推進を定める一方で、加盟国の事情や現地の事情が多様であることが考慮されている。加盟国側では、自国の特殊事情を考慮に入れた上で、生物圏保存地域に関する国内基準を練り上げて運用していくことが望ましい。

### 第 1 条 — 定義

生物圏保存地域とは、UNESCO の「人間と生物圏（MAB）計画」の枠組に基づいて国際的に認定された陸上・沿岸・海洋生態系の区域、または、これら区域の集合体をいう。

### 第 2 条 — 生物圏保存地域世界ネットワーク

1. 生物圏保存地域により、生物圏保存地域世界ネットワークという名称の世界的規模のネットワークが形成されている（以下、「本ネットワーク」という）。
2. 本ネットワークは、生物多様性を保全し、生物多様性の構成要素の持続可能な利用を実現し、もって、生物多様性条約その他の関連条約・法律文書の諸目標に資するものとする。
3. 個々の生物圏保存地域は、所在国の主権に服していることに変わりはない。この定款の下、加盟国は自国国内法に基づいて必要と思われる措置を講じることになる。

### 第 3 条 — 機能

生物圏保存地域は、下記の 3 機能を組み合わせて、地域規模で保存と持続可能な発展を実

現するアプローチを検討・実証する拠点になるよう努める必要がある。

- (i) 保全機能 — 景観、生態系、生物種、遺伝的多様性の保全に資する。
- (ii) 経済と社会の発展 — 社会文化的に持続可能で生態学的にも持続可能な形で経済発展と人づくりを促進する。
- (iii) 学術的支援 — 実証プロジェクト、環境教育・研修、保全と持続可能な発展に関する地元の問題、地域的問題、国内問題、世界的問題に関する研究・調査に役立てる。

#### 第4条 — 基準

生物圏保存地域が指定を受けるための一般的基準は、下記の通りである。

1. 人間の介入が漸次的に行われているなど、主な生物地理的地域に典型的に見られる形で、生態系がモザイク状になっている部分が含まれていること
2. 生物多様性の保全の観点から重要度が高いこと
3. 地域的規模で持続可能な発展に向けたアプローチを研究・実証できること
4. 第3条にいう生物圏保存地域の3機能を果たす上で適切な規模であること
5. 下記の点が認められる形で、適切な形で带状構造になっており、上記3機能が含まれていること
  - (a) 生物圏保存地域の保全目的、また、これらの目的を果たせる規模を保全するという目的に沿った形で、長期的な保護の対象となる核心地域が法的に形成されていること
  - (b) 緩衝地帯が明確化されており、核心地域を取り囲んだり隣接する形になっており、ここでは、保全目標と両立する活動のみ行うことができること
  - (c) それより外側に移行地域があり、そこでは持続可能な資源管理活動が促進・展開されていること
6. 公的機関、地域社会、私企業が生物圏保存地域の機能の企画立案や実行などについて、適切な範囲で関与、参加できるよう組織的仕組みを設けること
7. さらに、下記の対策が講じられていること
  - (a) 緩衝地帯における人間の使用・活動を管理する仕組み
  - (b) 生物圏保存地域としての管理方針・計画
  - (c) この方針・計画を実行するため指定を受けた当局・仕組み
  - (d) 研究、観測、教育、研修に関するプログラム

#### 第5条 — 指定手続

1. 生物圏保存地域が MAB 計画国際調整理事会 (ICC) から本ネットワークに加入する旨の指定を受ける場合、下記の手続によるものとする。
  - (a) 第4条にいう基準を考慮して候補地の検討を行った後に、加盟国から (適切と判断される場合には、国内 MAB 委員会を介して) 事務局に対して、関係書類を添えて

推薦を行う。

- (b) その内容と関係書類を事務局にて検証し、推薦に不備がある場合、推薦を行った国に対して事務局から不足情報の提供要請が行われる。
- (c) 生物圏保存地域諮問委員会にて推薦内容が検討され、国際調整理事会への提言が行われる。
- (d) MAB 計画の国際調整理事会が指定推薦について決定を下す。

UNESCO 事務局長から関係国に対して、国際調整理事会の決定が通知される。

- 2. 加盟国は、既存の生物圏保存地域がある場合、その適性を検討・改善し、必要に応じて範囲を拡大し、本ネットワークの範囲内できちんと機能できるようにすることが望ましい。拡張の提案の場合、上記の新規登録手続と同じ手続となる。
- 3. 生物圏保存地域のうち、この定款の採択前に指定を受けている保存地域の場合、既に本ネットワークの一部とみなされる。そのため、この定款の規定の適用を受ける。

#### 第 6 条 — 周知

- 1. 生物圏保存地域としての指定の場合、記念の盾、資料の配布など、加盟国および関連当局から適切な形で周知を行う。
- 2. 本ネットワークに属する生物圏保存地域に加え、その存在意義についても、適切な形で継続的に広報を行う必要がある。

#### 第 7 条 — 本ネットワークへの参加

- 1. 加盟国は、科学的研究・観測など、世界レベル、地域レベル、地域間レベルにて本ネットワークの連携活動に参加し、又は促進する。
- 2. 関連当局は、知的財産権を考慮に入れながら、研究結果、関連の刊行物その他のデータを公表し、本ネットワークが適切に機能するようにするとともに情報交換の便益が最大になるようにする。
- 3. 加盟国、関連当局は、本ネットワーク内の他の生物圏保存地域と連携して、環境教育・研修、人材育成を推進する。

#### 第 8 条 — 地域的、テーマ別のサブネットワーク

加盟国は、生物圏保存地域の地域的・テーマ別サブネットワークの形成と協力的運用を促進し、これらサブネットワークの枠組において電子情報を含め情報の交換を推進する。

#### 第 9 条 — 定期的検討

- 1. 各生物圏保存地域の地位については、第 4 条の基準を踏まえて関係当局が作成し当該加盟国から事務局に対して提出される報告書に基づいて、10 年ごとに定期的検討を行う。

2. この報告書については、生物圏保存地域諮問委員会が検討を行い、国際調整理事会に勧告を行うものとする。
3. 国際調整理事会は、関係加盟国から提出された定例報告書を検討する。
4. 指定以降または前回検討以降において生物圏保存地域の地位または運営が条件を満たすものとされ、又は改善されていると国際調整理事会が判断した場合、国際調整理事会は正式にその旨を認定する。
5. 生物圏保存地域が第 4 条にいう基準をほぼ満たしていないと国際調整理事会が判断した場合、同理事会は、関係国が自国の文化事情・社会経済事情を勘案して第 4 条の規定の履行確保策を講じるべきである旨の提言を行うことができる。国際調整理事会から事務局に対して、この種の措置の実行に際して当該国への支援でどのような措置を執るべきなのか明らかにする。
6. 合理的期間において、生物圏保存地域が第 4 条にいう基準を満たしていないと国際調整理事会が判断した場合、その地区は、本ネットワークに属する生物圏保存地域とは言えないものとする。
7. 国際調整理事会の決定については、UNESCO 事務局長から関係加盟国に通知する。
8. 自国管轄下の生物圏保存地域の本ネットワークからの脱退を加盟国が希望する場合、その旨を事務局に通知する。この通知は、国際調整理事会に参考情報として伝達される。当該地区は、本ネットワークに属する生物圏保存地域とは言えないものとする。

#### 第 10 条 — 事務局

1. UNESCO は、本ネットワークの事務局としての役割を果たし、本ネットワークが適切に機能し本ネットワークを振興する職責を負う。事務局は、個々の生物圏保存地域相互間、専門家相互間の意思疎通および交流を促進するものとする。また、UNESCO も、その他の関連する取組と連動させる形で、生物圏保存地域に関して世界中どこからでもアクセスできる情報システムを構築し維持管理する。
2. 個別の生物圏保存地域ならびに本ネットワークおよびサブネットワークの機能を強化するため、UNESCO は、二国間・多国間の資金援助を求めるものとする。
3. 本ネットワークに属する生物圏保存地域、その目的、詳細事項を記載したリストについては、定期的に事務局が更新、公表、配布する。

(生物圏保存地域の詳細に関する連絡先)

World Network of Biosphere Reserves  
Division of Ecological Sciences  
UNESCO

1, rue Miollis  
75732 Paris Cédex 15  
France

(電話) +33.1.45.68.41.51  
(Fax) +33.1.40.65.98.97  
(e-mail) [mab@unesco.org](mailto:mab@unesco.org)

生物圏保存地域のための  
マドリッド行動計画  
( 2008 - 2013 )

( 仮訳 )

## 計画の構造

背景	3
A. 浮上する課題と これらに対応するための生物圏保存地域の可能性と役割	4
A.1 気候変動	6
A.2 生態系サービスの供給	7
A.3 生態系を圧迫する主要原因としての都市化	7
B. 人間と生物圏 (MAB) 計画における生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のビジョン声明	8
C. 人間と生物圏 (MAB) 計画における生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のミッション声明	8
D. セベリアからの進歩	9
E. マドリッド行動 - 生物圏保護区世界ネットワーク	10
E.1 協力、運営、コミュニケーション	10
E.2 ゾーニング - 領域に機能をリンクする	16
E.3 科学と能力向上	
E.4 パートナーシップ	25
F. 承認、実施、評価	29
G. 略称	30

## 背景

1995年、スペインのセビリアで開催された国際会議を機に、生物圏保護区世界ネットワーク (WNBR) のための新たな時代が始まった。本会議で決定された行動は、同年にユネスコ総会で承認されたセビリア戦略及び生物圏保護区世界ネットワークの法的枠組みに組み込まれた。2000年、スペインのパンプローナでセビリア+5会合が開催され、セビリア戦略の提言に引き続き様々な行動が決定された。

本マドリッド行動計画は、2008年2月にマドリッドで開催された第3回世界BR会議で承認された。マドリッド計画はセビリア戦略を基盤とし、その戦略的強みを利用して生物圏保存地域を21世紀における持続可能な

開発のための国際的な重要指定区域とすることを目的としている。



生物圏保存地域 (BR) のコンセプトは保護区域を越えた価値を証明しており、様々な知識、科学的研究及び経験を持ってして、生物多様性の保全と人類福祉の社会経済発展を繋ぐものとして、科学者、計画者、政策立案者、地元地域社会によってますます受け入れられてきている。そのため焦点となっているのは、世界、国、地元地域レベルにおける持続可能性のためのモデルの開発であり、生物圏保存地域は、政策専門家、意思決定者、研究・科学者、経営管理者、利害関係者が協力し持続可能な開発のための世界的原則を地元地域に根ざした取り組みに移し変えていくための学習サイトとしての役割を果たす。生物圏保存地域は各国の管轄として扱われ、国はそれぞれの保存地域の機能向上に必要と思われる政策を実施する。

## A. 浮上する課題とこれらに対応するための 生物圏保存地域の可能性と役割

セベリア戦略採択から13年、地球規模の問題が発生し激化する中、こうした課題に効果的に取り組むためにMAB計画の適応と改正が必須となってきた。貧困と格差をより悪化させるこれらの主要課題には、以下が含まれる。

- 社会と生態系に影響を及ぼす気候変動の加速
- 生態系が人類の福祉に不可欠なサービスを提供し続ける能力に予想外の影響を及ぼす、生物・文化多様性の急速な損失
- 環境の変化を引き起こす急速な都市化

これらの課題から、健康、安全、正義／公平を含む人間の福祉のための生態系サービスへのアクセスを維持し確保する必要性があるとの認識をあらゆるレベルにおいて高めることで、変化のための機会が生まれる。

主要課題として掲げたこれらの問題を踏まえ、2008年～2013年の期間、MAB計画は関連するミレニアム開発目標（MDGs）に以下を通じて戦略的に取り組む。

- 人間と環境の福祉を確保するため、社会のあらゆるセクター（公的・私的機関、NGO、利害関係者、意思決定者、科学者、地元地域社会、先住民社会、土

地所有者、天然資源の使用者、研究・教育センター、メディア）とのパートナーシップの下、生物圏保存地域の持続可能な開発を推進するメカニズムの開発

- 他の政府間プログラムと協調し、気候変動の適応・緩和政策のテスト及び適用
- WNBR、MAB テーマ別ネットワーク、学際的アプローチの経験を基に、主要な生態系の類型、即ち、沿岸地域、島嶼、海洋、山岳地帯、乾燥地域、熱帯林、陸水生態系、都市化の増大する地域に影響を及ぼす、こうした問題に対応するための政策及び取り組みの開発及びテスト
- 未来の生態系サービスを確保するアプローチを定めるため、ミレニアム生態系評価（MA）に続く科学研究プログラムの開発

マドリッド行動計画（以降、MAPとする）は、2008年から2013年の期間におけるWNBRの行動、目標及び成功の指標、パートナーシップ及び他の実行戦略、評価の枠組みを明確にしている。同計画は、2006年～2007年、ユネスコの自然科学及び社会・人間科学プログラムを評価した審査委員会の勧告を十分に考慮したものであり、ユネスコ事務局長が提言し、2007年10月から11月にかけて開催された第34回ユネスコ総会で承

認されたそれら勧告の実行に向け、  
具体的貢献を行っていくものである。

MAP の総合的な目標は、以下である。

- a) 生物多様性の保全及び持続可能な  
使用、気候変動の緩和と適応、人  
間社会の社会経済的及び文化的福  
祉という相互に結び付いた問題の  
共通領域において MAB の研究、  
訓練、能力構築、デモンストレー  
ション・アジェンダを支える。
- b) 持続可能な開発のための学習サイ  
トとして WNBR に含まれる地域  
の積極的な活用を可能にする。即  
ち、人類と生態系の福祉のための  
環境、経済、社会的状況を改善す  
るための具体的な問題に取り組み  
解決するため、学識社会、政治社  
会、専門家、利害関係者間の協調  
を高めるための方法を指し示す。
- c) 30 年以上にわたる MAB 計画と  
WNBR の活動から得た教訓と  
2008 年から 2013 年の行動計画を  
収集、照合、統合し、広めること  
で、2010 年までに生物多様性の  
損失率の大幅削減（CBD2010 年  
目標）を目指す MDGs の目標達  
成、及び気候変動の緩和と適応に  
関する UNFCCC や京都議定書の  
目標達成のために世界、国、地元  
地域レベルでの努力に貢献する。
- d) 発展を望む国や地元地域社会に対  
して地球規模の環境問題を伝える  
使者、管理者及びコーディネータ  
ーの役割を果たす、新しい世代の  
専門家の出現に寄与する。

MAP はネットワークと生物圏保存地  
域それぞれの過去の経験を生かし、  
環境と発展との間に新たなパート  
ナーシップを築くため、社会のあらゆる  
セクターに働きかける。そのため  
にも、生物圏保存地域は理解と変化  
への適応のための過程及び手段、な  
らびに我々の革新的な発展の方法を  
テストするための新たなアイデアと  
領域の足掛かりとして見なされるべ  
きである。MAB 計画の進化は生物圏  
保存地域の管理に直接関与するセク  
ターのみならず、そのコンセプト及  
び実験に共感するより幅広い社会に  
よって導かれていくであろう。

MAP は加盟国と運営組織（2007 年 6  
月・9 月 MAB 局、2007 年 6 月 BR 国  
際諮問委員会、2007 年 7 月・12 月  
MAB 事務局が発行した回報、2007  
年世界全地域で開催されたネットワ  
ーク会合）との協議プロセスから得  
た情報に基づいている。MAP は、  
2008 年 2 月 4 日から 8 日にかけてス  
ペインのマドリッドで開催された第  
3 回世界 BR 会議及び第 20 回 MAB  
計画国際調整理事会（MAB-ICC）の  
先駆けとなった、2006 年第 19 回  
MAB-ICC で定義された 5 つの課題に  
取り組むための作業文書を土台とし  
ている。

## A.1 気候変動

今日の社会と生態系が直面する最も深刻で大きな課題の一つが気候変動だ。気候変動を引き起こす様々な自然的原因を除いた後、UNFCCCとその科学パネル IPCC は、気候の急速な変化は人為的原因であると確証した。主に先進工業国によって排出される CO<sub>2</sub> と他の温室効果ガスの量に加え、新興国を含む開発途上国からの近年の需要増加と相まって、この問題は放置しておけば拡大する。更に、熱帯地域の森林伐採も大気中の CO<sub>2</sub> の増加、及び生態系機能の損失の一因となっている。

地球の平均気温が上昇すれば、世界各地の何十億人もが水不足に直面し、何百万という人々がマラリアにさらされることになる。干ばつや洪水といった異常気象は激しさを増し、自然災害の範囲と頻度の拡大につながるだろう。これは住み難い地域からより順応性のある地域への人々の移動を招く。雨量分布の変化により農業システムにも変化が生じるだろう。

生態系サービスの多くがストレスにさらされる。例えば、種の 30% が絶滅の危機にさらされ、砂漠化が拡大し、熱帯気候における正のフィードバック機構により熱帯林が更に減少するだろう。海面と水温の上昇は、マングローブや塩性沼沢等沿岸系の適応能力に影響を与え、魚類分布の変化は沿岸生態系と人間によるその使用の脆弱性を高めることになるだろう。

気候変動に対する社会の取り組みは、適応と緩和に重点を置いており、それぞれ現世代と未来の世代に影響をもたらす。温室効果ガスは既に排出されており、これが自然消滅するまでは大気中に存在し続けるため、社会は必然的な変化に適応しなければならない。科学知識に基づいた適応策には、沿岸整備、河川流域管理といった生態系のサービス及び機能の保護を目的とした土地使用が含まれる。緩和は、大気中の CO<sub>2</sub> 濃度を 450ppm に留めるために、その度合いは異なるものの各国が実行しなければならない対応策だ。これには持続可能な方法を用いた炭素隔離、排出削減、エネルギー効率向上、再生可能エネルギー生産と合わせて、より環境にやさしい生活習慣が含まれる。こうした対策実行の障害となり得るのは、解決策に対する政治的関心の欠如、及び/またはこうした解決策の実行意志の欠如、技術能力の不備または欠如、経済の不透明性、及び開発計画のための統合的アプローチの欠如だ。

MAB と WNBR は、通常他では見られない統合的アプローチを通じ、更なる価値をもたらす。生物圏保存地域は、気候変動問題の解決策を早急に模索・テストし、世界ネットワークの一員として変化をモニタリングするのに不可欠な役割を果たす。ユネスコの自然科学プログラム及び他の活動分野において、生物圏保存地域は自然と人類のための適応策を示し、回復戦略の開発と実行に役立てる場となり得る。また、その緩衝地帯と

移行地帯は多数の緩和手段と戦略のテストにも活用できるかもしれない。多くの生物圏保存地域では、森林や湿地系と同様に、炭素が隔離される。また全ての生物保存地域で、技術と労働ベースの社会事業を組み合わせ

た低炭素経済のための能力構築が可能だ。社会科学の観点では、生活習慣の変化の政治的側面を模索することができる。多岐に渡る生物圏保存地域とそのシステムは、世界に対し貴重な知識を提供するであろう。

## A.2 生態系サービスの提供

ミレニアム生態系評価（MA）は、生態系サービスを明確に説明し、これは公的・私的セクター及び市民社会団体の間で幅広く受け入れられるものとなった。MAの新たな分類は、基礎（栄養循環、土壌形成、一次生産）、供給（食料、水、木材、繊維、燃料）、調整（気候、洪水と病気の抑制、水の浄化）、文化（美、精神、教育、レクリエーション）の4種類に生態系サービスを分類している。

生態系サービスは、陸と海における保護及び生産という、生物圏保存地域の多岐に渡る機能と重ね合わせることができ、有益な概念的枠組みとなり得る。持続可能な開発地域という生物圏保存地域の特質は、各地に特化した基礎、供給、調整、文化サービスの組合せの構想及び開発努力として見て取ることができ、これは

居住者及び利害関係者に環境、経済的、社会的福祉をもたらす。例えば、生物圏保存地域の様々なゾーンは、気候調整、水の浄化、生物多様性保全等これまで見過ごされてきたサービスへの新たな投資を促進し、農業、林業、漁業等環境と社会面での供給を向上させ、これまで投資の中心であった観光等の文化サービスに磨きをかける場となり得る。生物圏保存地域における科学・研究社会、政策立案者、意思決定者、資源管理者、及び居住者による活発な協議の継続は、生態系サービスの最適な組合せを発見する上で不可欠だ。そしてこの最適な組合せが、国、地域、世界レベルにおける陸と海の持続可能な開発モデルとしての生物圏保存地域の役割を示すことになる。

## A.3 生態系全体を圧迫する主原因としての都市化

都市化は多面的な地球規模の現象で、人口密度の急速な変化と空間的推移、特に地方から都会への移住、土地被覆及び資源利用の形態、文化習慣の多様性から明確に見て取ることができる。今日、世界人口の半数が都市部で生活しており、その割合は今後50年間で66%~67%に増加すると予

想されている。こうした増加の多くは、開発途上国と新興国の中で生じられるだろう。2030年までには20億人以上が都市部のスラム街に住むと予想されているが、彼等が利用できる基本的サービスは限られているため、自然災害の被害を極めて受けやすい。大都市の急速な増加と都市ランドス

ケープの絶え間ない変化は、基本的な人間の福祉と生活可能な環境の確保に大きな課題を突きつける。

都市ランドスケープはおそらく、土地被覆と土地の多重使用の最も複雑なモザイクだと言えるだろう。MAは最近になって、都市化と都市ランドスケープを知識に大きな格差がある優先地域に指定した。地球規模の変化が生態系に及ぼす影響は、都市ランドスケープから様々な形で見取ることができる。例えば、大都市では気温の著しい上昇や窒素堆積が既に明らかで、人間による「自然

な」生態系プロセスの極端な支配を目で見、そして実際に測定することができる。しかしながら、知識、資本、革新の中枢を成す大都市は、人間と環境に解決策を示す場とも考えられる。

生物圏保存地域のコンセプトを持続可能な都市開発の計画及び管理のためのツールとして利用しようと、多くの都市部がその管轄区に対して、生物圏保存地域の原則を既に適用している、或いは今後の適用を検討している。

## B. 人間と生物圏 ( MAB ) 計画における

### 生物圏保護区世界ネットワーク ( WNBR ) のビジョン声明

人間と生物圏計画における生物圏保護区世界ネットワーク ( WNBR ) は相互に関わり合うダイナミックで卓越したネットワークから成る。参加型対話、知識の共有、貧困の削減、人類福祉の向上、文化的価値への敬意、社会の変化への対応能力を通じ

て、持続可能な開発のための人間と自然の調和のとれた共生を促進し、MDGsに貢献する。従って、WNBRは幅広い文脈で持続可能な開発を確立し実行する、主要な国際的ツールの一つである。

## C. 人間と生物圏 ( MAB ) 計画における

### 生物圏保護区世界ネットワーク ( WNBR ) のミッション声明

以下を通じて、環境、経済、社会的 (文化・精神を含む) 持続可能性を確保する。

■ 生態学・文化的多様性の維持と発展、及び人類福祉のための生態系サービスの確保を目的とした、デモンストレーションと学習サイトとしての役割を果たす

場所の、世界的なネットワークの構築及び調整

■ 人と自然の間の相互作用の理解促進を目的とした、科学を含む知識の発展と統合。科学と政策の共通領域における対話の促進、環境教育、幅広いコミュニティ

一へのマルチメディアを用いた  
アウトリーチ活動を通じた、複

雑な社会生態学的システムを管  
理する世界的能力の構築

#### D. セベリアからの進歩

1995年、ユネスコによって承認されたセベリア戦略と生物圏保護区世界ネットワークの法的枠組みにより、生物圏保存地域は、自然の生態系及び人為的影響が著しい生態系の生息地に対してユネスコのMAB計画によって与えられる陸と海の指定区域であることが確立された。以降、生物圏保存地域の特質とアイデンティティは (a) 多機能性、ならびに地元及び地域の持続可能性のための状況に応じた選択肢を実証する、保全機能、開発機能、ロジスティックまたは知識機能の統合、(b) 陸・海レベルの計画ため、及び複数機能に関する利害関係者の関心を仲介するための基盤としての3つのゾーン計画、(c) 生物圏保存地域の住民と移住者の存在、(d) サイトのWNBR参画以降、少なくとも10年に1度は生物圏保存地域の機能(3機能の統合レベルを含む)をレビューする責任という、4つの軸に沿って深められてきた。

1995年以降に生物圏保存地域に指定された地域の98%が3つのゾーン計画を採用している。1995年以前にWNBRに含まれていた生物圏保存地域に関しては、1976年～1984年で

23%、1985年～1995年で65%がこれを導入している。WNBRに含まれる生物圏保存地域の定期的レビューの結果、セベリア戦略以降の生物圏保存地域のビジョンを定義する本質的特徴とゾーン計画について、1995年以前の生物圏保存地域の多くが見直された。

セベリア戦略や1995年の法的枠組みが生物圏保存地域の生態的地位を明確にし深めた一方で、MAPは地元及び地域の持続可能な開発のための学習サイトとしての生物圏保存地域の役割、ならびに持続可能性科学に関する情報、アイデア、経験、知識、ベストプラクティスの交換のための地域的・世界的ハブとしてのMABとWNBRの重要性を実証し強調することを目的とする。定期的レビュー・プロセスをはじめとする1995年法的枠組みの主要ツールの利用経験は今後評価される。そして同プロセスは、MDGs、CBD2010年目標、EFA、国連持続可能な開発のための教育の10年(UNDESD)、その他ユネスコ加盟国の世界的コミットメントを含む、持続可能な開発の成果にいかに関与したかという点で、生物圏保存地域の実績の変化を記録するために、更に改善されていくだろう。

## E. マドリッド行動—生物圏保護区世界ネットワーク

変化し続ける世界で生じる新たな課題を前に、2008年～2013年のMABとWNBRの活動を方向付けるため、MAPはMAB計画のビジョンとミッション達成に不可欠な、31の目標と65の行動を含む4つの主要活動領域を定義している。行動目標は、特定の期限内（2008年～2013年）に地元地域、国、世界レベルでMAB計画を実行する上で役立つ。

行動は、地元地域レベル（個々の生物圏保存地域）、国レベル（MAB国内委員会、ユネスコ国内委員会）、世界レベル（地域及びサブ地域ネットワーク、生態系に基づくテーマ別ネットワーク、UNESCO-MAB事務局）で実行される。全レベルで「生物圏保存地域（biosphere reserve）」という表現が使われることが望ましいが、個々のMAB国内委員会、及び／または生物圏保存地域の機関独

自の判断で、生物圏地帯（biosphere region）、生物圏地域（biosphere area）、生物圏領域（biosphere territory）等別の適切な表現を用いることもできる。

生物圏保存地域プロジェクトは時間的制約のない長期的観点をもつものだが、2008年～2013年の期間で適切な期限内に達成すべき目標が定められている。目標達成に向けた進展に対してはモニタリングと評価が行われ、評価後の結果はMAB計画とWNBRの活動への貢献者と共有される。生物圏保存地域の3機能を統合した革新的で期限の定まった社会的、生態学的、政策的活動と、データ、情報、経験、知識を共有しようという積極性は、UNDES（2005年～2014年）の期間、生物圏保存地域が学習サイトとしての役割を果たすのに不可欠だと考えられる。

### E.1 協力、運営、コミュニケーション

生物圏保存地域はMAB計画の目的を果たすための主要な手段であり、政策関連の現場研究、能力向上、デモンストレーションを通じてユネスコ全体として持続可能性に対する貢献を明示できる手段でもある。浮上する新たな環境及び経済的課題にあらゆるレベルで取り組むためには、13年に渡るセビリヤ戦略とその法的枠組みの実施経験を基に、MAB計画の運営及びWNBRの活動を改善していかなければならない。生物圏保存

地域が世界、地域、国、地元地域レベルにおける持続可能な開発のための学習サイトとして効果的な役割を果たすよう、WNBRの事業及びアウトリーチ活動を必要に応じて調整していく必要がある。



目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
1. セビリア戦略の 効果的な実施	1.1 セビリア戦略の 成果を評価	2010	セビリア戦略 の資料を評価	MAB 事務局	MAB 国内委員会、MAB 局、 MAB ネットワーク、BR、 IUCN, UNDP、 TNC
	1.2 BR の機能に関する 現場からじかに得た 情報を収集・総合し、 これを地域間及び世界的 に共有する	2013	情報収集	MAB 事務局、 MAB 地域ネットワーク、 MAB 国内委員会	WNBR
	1.3 セビリア戦略の 成果を認識するための システム構築及び実施	2010	成績認識システム の構築、MAB-ICC による採用、その普及	MAB 事務局 (地域ネットワーク、 MAB 国内委員会、 MAB 局と協力する)	MAB 局、 MAB ネットワーク、 BR、 IUCN、 UNDP、TNC
	1.4 BR の推薦状及び 定期的レビュー用紙の 更新	2010	更新済みの用紙	MAB 事務局	MAB 局
2. 既存の国際的 プログラム及び イニシアチブと、 生物圏保存地域 との間の協力 及び調整の 拡大	2.1 ユネスコ政府間 科学プログラム (ISPs) における BR の活用	2013	ユネスコの プログラム (IHP、 DESD、IOC、 IGCP、MOST、 IBSP 等) と協力 している BR の数	MAB 事務局、 MAB 国内委員会、 ユネスコ国内委員会	MAB 局、ユネスコ のプログラム (IHP、 IOC、IGCP、 MOST、IBSP 等)
	2.2 生物多様性及び 環境に関する多 国間協定の 実施に責任を 有する機関と 緊密に協力し、 国レベルで 国際指定区域 間の強調を図る	2010	国際的イニ シアチブ (CBD、 CMS、UNCCD、 UNFCCC、 IGBP、MA の フォローアップ 等) と協力して いる BR の数	MAB 国内委員会、 ユネスコ国内委員会	国際的イニ シアチブ (CBD、 CMS、ISDR、 UNCCD、 UNFCCC、 IGBP 等)  ユネスコ科学 局、WHC 及び ラムサール条

			<p>世界遺産の保全とより幅広い地域の持続可能な開発を結び付けるツールとしてBRを組み込んでいるユネスコの活動の数</p> <p>世界遺産、ラムサール条約登録地、BRを結び付ける共同プロジェクトの開発と実施に対する資金と人的資源のレベル</p>		<p>約、ユネスコ執行委員会</p> <p>DESD、EFA、ユネスコチェア、共同学校ネットワーク、TWAS等全てのユネスコセクター間プログラム、ユネスコ執行委員会</p>
--	--	--	--	--	--

3. 統合情報とコミュニケーション戦略	3.1 技術、研究、訓練、教育、協力の機会、発見、経験の交換と共有、及び地元、地域、世界レベルでの問題解決を目的とした、インターネット上の情報クリアリングハウスと情報センターの構築	2013	<p>既に機能している情報クリアリングハウス</p> <p>刊行物（印刷物、インターネット上のもの等）の数及び種類、UNや地域及び国レベルで使用されている重要言語でのコミュニケーション</p> <p>必要時に地域地図と生態系地図を示すことのできる最新のWNBR地図のテンプレート</p>	MAB事務局	<p>地域、サブ地域、国、テーマ別ネットワーク（必要に応じてMAB国内委員会及びBR当局と協力）、PALNet-IUCN/WCPA、その他関連情報ネットワーク</p>
------------------------	---	------	---	--------	---

	3.2 BR、MAB、及び他の関連テーマに関する地域、サブ地域、国、生態系別の刊行物の作成	2009 & 2013	刊行物の数	MAB 事務局、MAB 国内委員会、各 BR	地域ネットワーク（テーマ別ネットワークと協力）
	3.3 生態系の種類別に WNBR を示した地図の作成（地方や都会等人為的影響を受けた生態系を含む）	2009	世界地図	MAB 事務局	私的・公的団体
	3.4 BR の重要性を広めるマスメディアの役割を評するジャーナリズム賞の設置	2010	授与された賞の数	ユネスコ加盟国	ユネスコ加盟国
	3.5 一般市民を対象とした統合された国際的なプロモーション及びコミュニケーション戦略の開発	2010	刊行物の数	MAB 事務局	各 BR、ユネスコ情報・コミュニケーション局、ユネスコの地域事務局
4. 生物圏保存地域の管理者・コーディネーターを適切に代表する形で運営される、参加型地域ネットワーク	4.1 各地域ネットワークが MAB 計画の責任を果たすための構造、戦略、行動計画の策定、MAB 国内委員会及び各 BR への定期報告	2009	構造、戦略、行動計画を実行・完了している地域の数  地域ネットワーク活動に参加している BR の数	地域ネットワーク	ユネスコフィールドオフィス、ユネスコ国内委員会、MAB 国内委員会、各 BR
	4.2 事業活動の持続性を確保するため、各ネットワークがパートナーシップ及び長期的な資金調達メカニズムを有していることを確認する	2010	資金援助を受けているネットワークの数	地域・テーマ別ネットワーク、MAB 事務局、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	政府機関、国内・国際 NGO、民間セクター

5. 主要課題における専門家同士の協力増進	5.1 山岳、淡水、海洋、乾燥地、森林、都会、小島等、主要な生態系に形成された、地域別及び地域間のテーマ別ネットワークの構築及び強化	2010	ネットワークの数、及び地域とテーマの範囲	MAB事務局、地域・テーマ別ネットワーク、各BR、その他機関	多岐にわたる利害関係者
6. 国・地域・世界レベルで統合された、各生物圏保存地域のためのコミュニケーション戦略	6.1 国の政府、政策立案者、ジャーナリスト、地域社会、その他のターゲット・グループに対し、BRとWNBRの環境、経済、社会、精神、文化、政治的重要性と利益を伝えるコミュニケーション戦略の実行	2010	コミュニケーション戦略を策定し開始したBRの数	地域ネットワーク、各BR	ユネスコ情報・コミュニケーション局、広報局、ユネスコフィールドオフィス、MAB計画ネットワーク、テーマ別ネットワーク
	6.2 BRの創出、管理、促進に貢献したコミュニティー、個人、機関、ネットワーク、国の努力を認識するためのインセンティブプログラムの作成	2010	インセンティブの数	MAB国内委員会、ユネスコ国内委員会	私的・公的機関
7. 生物圏保存地域のコーディネーターと他の主要利害関係者を適切に	7.1 MAB国内委員会の設立または再構築	2008	機能しているMAB国内委員会の数	加盟国、ユネスコ国内委員会、MAB国内委員会、MAB窓口、その他BRに関心のある国内政府機関	多岐にわたる利害関係者

代表する形で運営される、各国における機能的な MAB 国内委員会	7.2 BR が MAB 計画内の責任を果たせるよう、各 MAB 国内委員会のために構造、戦略、行動計画を策定し、新たな指定区域登録のための計画段階をサポートする	2013	戦略と行動計画を有する再構築された MAB 国内委員会の数	MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	政府機関、市民社会団体
8. 複数レベルにおける、生物圏保存地域と持続可能な開発イニシアチブの関係強化	8.1 持続可能な開発に向けた国連が中心となる政策、戦略、行動計画、及び国連外部の他のイニシアチブと、各 BR の協力を促進する	2010 & 2013	持続可能な開発に関する、国連の国内イニシアチブ及びその他のイニシアチブに貢献している BR の数	MAB 国内委員会、各 BR	地域ネットワーク、MAB 事務局
9. セビリア戦略と MAP の要件及び勧告を満たすため、全ての生物圏保存地域が定期的レビューを行い、ゾーニング、管理、その他の変更を更新するための行動を取る	9.1 新たな BR 提言のスクリーニングを行い、また、必要に応じて、ユネスコの地域オフィス、クラスターオフィス、ナショナルオフィスとの協力の下、国と地域の専門家チームが現場を訪れ、MAP のミッションとビジョンの進化に合わせて定期的レビュープロセスを支援するための計画を考案する	2010 & 2013	セビリア戦略以降のビジョンと MAP のビジョンに見合うよう、必要な更新を行った BR の数	地域ネットワークの援助を伴う MAB 国内委員会	地域・テーマ別ネットワーク、IUCN

10. 生物圏保存地域を指定、計画及び実施する上での開放された参加型の手続き及び過程	10.1 地元地域社会や先住民社会をはじめとする「参加型運営」のBRの実行を導くために、全てのBRがローカルアジェンダ 21 といった参加型計画プロセスを実施すべきである	2012	参加型アプローチを導入しているBRの数	各BR	テーマ別ネットワーク、地域ネットワーク、国内組織
	10.2 全てのBRが、全3ゾーンの異なる活動セクターを代表する利害関係者から成る運営委員会を設立すべきである	2013	機能しているBR運営委員会の数	各BR	市民社会を含む公的・私的機関
11. 必要に応じて生物圏保存地域の法律上の認知を高める	11.1 国の法律にBRを含めるよう各国に働きかける	2013	法律にBRを盛り込んでいる国の数	MAB事務局、MAB国内委員会	ユネスコワールドオフィス

## E2. ゾーニング機能と領域のリンク

生物圏保護区世界ネットワークの法的枠組みによると、生物圏保存地域は、その複数機能が包含されるよう、1つ以上のコアエリア、複数の緩衝地帯、1つの移行地帯を有していなければならない。

新たな課題に直面する現在、より統合されたゾーニングへの移行が重要だ。そこで、移行地帯ではその開発機能に加えて、保全及び環境的な目標と要素も考慮することができる。同様に、コアエリアはその保全機能に加え、開発機能に関して経済的観

点（炭素隔離、土質安定化、清潔な水と空気の供給等）で測定できる様々な生態系サービスに貢献している。雇用機会もまた保全目標（環境教育、研究、環境再生及び保全政策、レクリエーション、エコツーリズム）の一助となり得る。教育、研究、モニタリング、能力向上は生物圏保存地域のロジスティック機能または知識創造機能の構成要素と考えられる一方で、これらは保全と開発機能に不可欠な要素でもあるのだ。

緩衝地帯については、特別な注意が必要だ。緩衝地帯の役割はコアエリアにおける人為的活動の悪影響と外部効果を最小限に食い止めることである。コアエリアに対するこのような緩衝機能とは別に、緩衝地帯は人為的、生態学的、文化的多様性の維持という本質的な独自の機能を有し得る。緩衝地帯はまた、コアエリアの生物多様性要素を移行地帯のそれと結ぶ役割を果たすという意味で、より大きな空間における重要な結合機能を有することもできるのだ。

移行地帯では人々が居住し生活を営んでおり、同地帯は複数の土地利用によって特徴付けられる。移行地帯は社会経済的発展の側面において中心的機能を果たしている。移行地帯の過去の欠点は、その外部の境界線が明確に引かれていない、或いは空間的に定義されていないことであった。しかし、協力計画と概念の確立、協力計画の実行、そして市民社会か

らの協力促進のためには、容易に受け入れ理解することのできる明確な境界線を必要とする。更に、WNBRでは生物圏保存地域の総面積を明確に示す必要があるため、移行地帯の境界線の恣意的であいまいな性質を認識する一方で、その境界線をはっきりと定めなければならない。しかしながら、ベストプラクティス、解決策、アプローチの共有を目的とした、より幅広い地域との協力は境界線を越えて行うことができ、地域の持続可能な開発のための学習サイトとしての生物圏保存地域の役割をまっとうすることができる。

ゾーニングに関して、各国は国レベルで柔軟にこれを定めることができるが、統合的なゾーニングと強制的な運営を通じて、生物圏保存地域が保全、資源の持続可能な使用、知識創造をより効果的に両立していくために、以下の行動を取らなければならない。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
12. 全ての生物圏保存地域のゾーニングの分析	12.1 WNBRの現在のゾーニング・システムの調査を実施し（異なるゾーンの割合を含む）、各ゾーンで3つの機能がどの程度果たされているかを調査する	2010	ICCに提出された分析結果、及び公表された結果とICC勧告	MAB事務局、地域ネットワーク	BR窓口及び管理者、MAB国内委員会、テーマ別ネットワーク

13. 移行地帯とその開発機能を中心に、全ての生物圏保存地域において機能的ゾーニングを確立する	13.1 国レベルでゾーニングのための実践ツールとガイドラインを策定し適用する	2013	全サイトにおける、機能している BR ゾーニング	MAB 国内委員会、地域ネットワーク、各 BR	MAB 事務局、IUCN、国内・国際 NGO、学術機関、テーマ別ネットワーク
	13.2 大規模な生物群系を BR システムとして管理し、広域の陸地・海域については、比較的小さな保全コアエリアを非常に大きな緩衝地帯及び移行地帯と結び付ける一連の単位として管理するために、BR を活用する	2013	空間的に拡張された BR の数	各 BR、MAB 国内委員会	地域ネットワーク、IUCN
	13.3 最も適したゾーニングパターンを決定し、各ゾーンの実施基準を定める。各ゾーンが BR の機能上、適切な大きさであることを確認し、BR 全体に対する各ゾーンの貢献を識別する。	2013	各 BR における適切なゾーニングパターンの決定	各 BR、MAB 国内委員会	地域ネットワーク、IUCN
	13.4 移行地帯を定めるため、利害関係者との協議を通じて BR の外部境界線を明確に定める。（境界を定める上で、各 BR は分水界、生態系等の自然の境界、及び政治・管理上の境界を考慮すべきであり、推薦状及び定期的レビュー用紙の	2013	各 BR が明確な外部境界線を定める	各 BR、MAB 国内委員会	地域ネットワーク



	中でこうした境界線決定の論理的根拠を明確に説明する。)				
	13.5 生産ランドスケープにおける保全地域と関わりのあるプログラムの重要な計画ツールとして、国がBRゾーン計画を認知するよう働きかける	2013	BRゾーン計画を認知した国の数	各BR、MAB国内委員会	地域ネットワーク

14. 生物圏保存地域のための強調的な保全及び開発戦略	14.1 生態系アプローチ、ギャップ分析、「回廊」のコンセプト、生態系ネットワーク等、適切なツールを以下の目的で利用する。 (a) 生態学的に重要な場所とそのランドスケープの要素のより良い繋がり、(b) 地域及びゾーンのより良い結び付きと緩衝の強化、(c) より一貫性のある計画	2013	BRが適切に策定された計画を有し、これに十分な資金面及び実行面での持続可能性が伴っていること	各BR	MAB国内委員会、テーマ別ネットワーク
--------------------------------	---	------	--	-----	---------------------

### E.3 科学と能力向上

生態系は人類全体にモノとサービスを提供する。しかし、急速な気候的、環境的、社会的、政治的変化を目の前に、こうした恩恵の持続可能な利用が課題となっている。これらの変化に対応するため、生物圏保存地域は、生態系サービスの働きについて、また、いかに生態系サービスと回復力のある生態系を維持しながら、こ

れを利用して所得、雇用、富を創出していくかについて、知識を創造していく上で重要な役割を果たす。科学者、政策立案者、民間企業間のコミュニケーションを促進するためには、生物圏保存地域での機関と利害関係者からの幅広い協力が必要だ。これを達成するには、生物多様性の地球規模での管理と保全に科学的専

門知識を適用するとの考えの下、WNBRにおける科学と能力の両方を大幅に向上させなければならない。

変化への適応と回復力構築のためには、科学的知識及び地元住民と先住民の伝統的知識が必要だ。

2004年以降 MAB-ICC は、ユネスコが先導する UNDESD (2005年～2014年) の支援を各国に求めてきた。

生物圏保存地域は、MDGs に関する国内政策及び戦略、WSSD 計画、DESD 戦略を実行する上で、持続可能な開発のための学習サイトとしての役割を果たす素晴らしい機会を提供する。国、地域、世界の関連機関は、生物圏保存地域の運営上の問題を学際的な高等教育機関の研究課題として積極的に利用すべきだ。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
15. 生態系サービスへの管理者と利害関係者の参加に関する生物圏保存地域の経験を、国連機関、地域開発銀行、国の政府等に伝達する	15.1 生態系サービスとの関係を含む、世界の BR の管理計画及び協力計画の実行経験に基づいた、既存のデータの分析及び統合を行う	2013	国際プログラムに参加した BR の数  BR 管理計画の実行に関する資料の分析	ユネスコ国内委員会、MAB 国内委員会、WNBR	地域・テーマ別ネットワーク、CBD、CSD、UNCCD、UNFCCC、その他
	15.2 政策関連のケーススタディの系統的記録を通じた MAB 計画のグローバル・ネットワーク機能の促進（これらケーススタディの記録が入手・流布できるようにする）	2013	ケーススタディの資料	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、MAB 事務局	CBD、IUCN
	15.3 CBD、アジェンダ 21、One-UN 活動等、現在平行して開発・実施されている国際、地域、国内プログラム間の相乗効果を高めるための行動の策定	2013	様々な国際、地域、国内プログラムに関与する BR の数	各 BR、地域ネットワーク	CBD、アジェンダ 21、One-UN プロジェクト、テーマ別ネットワーク

16. 現場に根ざした政策関連の研究プログラム	16.1 政策関連の研究を奨励するための、ユネスコ ISPs ほか、関連する国際、地域、国内機関との協調	2012	BR について触れた、または BR のコンセプトを用いた、持続可能性に関する科学論文及び書籍の数  BR または関連するトピックの科学修士号及び博士号の数	MAB 事務局、WNBR、地域ネットワーク	BR と関わりのある大学及び研究センター  WCPA 及びテーマ別ネットワークを含む、ISPs、UNU、IUCN との協調
	16.2 情報アクセスの向上、及び科学が専門でない幅広い対象グループに対して知識を伝える新たなコミュニケーション手段の強化	2011	インターネット上の情報を含むアウトリーチ刊行物の数	MAB 事務局、各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	大学、報道機関、他のマスメディア
	16.3 科学及び運営双方への資金増加と、科学的情報に基づいた強制的で参加型の健全な運営を保証するため、問題志向の応用研究を通じて、意思決定における科学の役割を強化する	2013	全 BR における研究プロジェクトの確立	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会	大学、研究機関、資金提供機関
17. 訓練された生物圏保存地域の管理者及び他の関連する利害関係者	17.1 BR の管理者に対して、科学と政策実施の相互作用、及び科学と他の関連分野の参加型運営について、訓練を提供する	2010	地域で実施されている、または既に完了したコースの数	MAB 事務局、地域ネットワーク、テーマ別ネットワーク	研究機関、高等教育センター、国内・国際 NGOs

	17.2 紛争解決及び交渉能力を含む適応管理等、BRの管理者のための能力向上プログラムを促進する	2011	活動中のBR管理者に対するトレーニングコース	MAB国内委員会	大学、研究機関
18. IOCやMOSTを含む他のISPsとの共同活動における、ユネスコ加盟国による生物圏保存地域の活用	18.1 他のIPSsがそのプログラムで研究及びデモンストラーションの場としてBRを使用するよう、他のIPSsと協力する	2010	BRに焦点を置いたユネスコISPの活動及びイニシアチブの数	地域ネットワーク、MAB国内委員会、MSB事務局	IOC、IHP、IGCP
	18.2 研究、情報創出、政策アドバイスを目的としたIHP、IOC、IGCP、MOSTによるBRの幅広い活用を促進する	2013	研究、情報創出、政策アドバイスに関する他のユネスコISP活動に関与しているBRの数	ユネスコISPs(MAB、IHP、IOC、IGCP、MOST)、各BR	IHP、IOC、IGCP、MOST
19. 生物圏保存地域における、生態系サービスの分析に関する研究プログラム、及び利害関係者の参加を通じたこれらプログラムの運営	19.1 BRの科学的機能を強化するために、全ての知識システムを統合し、科学的及び非科学的関係者を動員する	2012	研究プログラムを有するBRの数	BR、MAB国内委員会、地域ネットワーク	GEF、UNDP、EU、国際NGO、テーマ別ネットワーク等
20. 生物圏保存地域における、管理計画とゾーニングの策定と関連した	20.1 BR全体の管理計画に盛り込まれる研究課題を作成する上で、利害関係者が確実に関与するようにする	2013	確定済みの実行可能な研究プログラムを有するBRの数	各BR	大学、研究機関、資金提供機関

研究プログラム	20.2 BRを、ゾーニングと管理計画と関係のある、持続可能な開発のための問題志向の応用研究の場として活用する。生態学的、社会経済的応用研究の結果を全地域の生態系管理に取り入れ、教育活動をBRの全ゾーンの異なる機能と結び付ける	2012	持続可能な開発と関連する研究課題を有するBRの数	各BR	大学、研究機関、資金提供機関
21. 教育・研究機関との協力の下での持続可能な開発のための教育の10年(DES)計画	21.1 DESDの枠組みにおいて、BRを卓越した持続可能な開発、生態系サービス間のトレードオフとバランス、人間と環境の相互作用、及び人間と環境の福祉に関する、学習サイトとして推進する	2010	合同授業、スクールキャンプ、カリキュラム開発を通じ、BRと関係のある学校の数	各BR	関連する学校プロジェクトネットワーク、ユネスコ教育局
22. 幅広い導入と適用のための教育資源の交換	22.1 強固な学習組織、協力関係の構築、各BRにおける利害関係者の能力強化を目的に、WNBRの能力を向上させる	2010 & 2013	教育プログラムの数、作成された教材及び意識向上のための資料の数及び種類	各BR、WNBR、地域ネットワーク	NGO、学術機関、研究センター、テーマ別ネットワーク
	22.2 (a)BRの管理者とコーディネーターが積極的にWNBRに貢献し(つまり、ベストプラクティス・レポートの現地	2012	現地の言葉に翻訳されたベストプラクティス・レポートの数	各BR、MAB国内委員会	国の機関、国内・国際NGO、資金提供機関

	の言葉への翻訳)、(b)こうした情報を UNESCO-MAB のウェブサイトに掲載するために、適切な職員と資金を提供する				
--	--	--	--	--	--

23. 地域の状況に合わせて都市問題に取り組むための、生物圏保存地域のメカニズム	23.1 都市部の BR への統合を促進する	2010 & 2013	都市部と相互関係にある BR の数	MAB 都市グループ、地域ネットワーク	BR と関係のある市当局、ICLEI、プランニング専門機関、大学、研究センター
---	---------------------------	-------------	-------------------	---------------------	---

24. 生物圏保存地域を、気候変動に関する研究、適応、緩和のための学習サイトとして活用する	24.1 GLOCHAMORE 研究戦略に基づき、山岳 BR を、地球規模の変化の環境、経済、人類福祉に対する影響の現場観測所として利用する	2012	積極的な研究と能力向上プログラムを伴う山岳 BR の数	各 BR、MAB 国内委員会、地域ネットワーク	MRI、気候変動に取り組む組織、研究・学術・アウトリーチ機関、テーマ別ネットワーク
	24.2 持続可能な山岳地帯の開発のために、研究結果を用いて国の政策立案及びその実行を支援する	2013	山岳地帯の持続可能な開発のための政策を有する国の数	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、地域ネットワーク	MRI、IUCN
	24.3 関連する国内・国際組織と協力し、他の生態系のための戦略を策定する	2011	適用された戦略の数	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、地域ネットワーク	UNFCCC、CBD、UNCCD、テーマ別ネットワーク
	24.4 気候変動に関する異なる種類の生態系のための研修コースを実施する。特に、	2011	実施された研修コースの数	各 BR、MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会、地域ネットワーク	UNFCCC、CBD、UNCCD、テーマ別ネットワーク

	熱帯林と認定された森林管理のための ERAIFT の地域フラッグシップ・プロジェクトを気候変動緩和のためのアプローチとして活用する				
--	---	--	--	--	--

#### E.4 パートナーシップ

生物圏保存地域の機能を協力して発展させていくためには、パートナーシップの強みと機会を常に活用すべきだ。既存のパートナーシップと協力関係を基盤とした関係強化、新たなイニシアチブの支持、多数の利害関係者グループが関与する新たなパートナーシップとプロジェクトの構築に向けた努力に焦点を置かなければならない。生物多様性の保全から生態系管理、環境のモノとサービスの持続可能な使用に至るまで、協力活動は多岐に渡る。

パートナーシップの付加価値とは、管理戦略の有効性の向上、利害関係者の姿勢の変化、より良い相互理解、より十分な情報を得た上での意思決定、意識向上、生物圏保存地域管理の技術的・財政的支援である。

生物圏保存地域が長期的に機能するには、計画及び実施面における長期的な資金援助が必要だ。資金調達は、主として個々の生物圏保存地域の管理者及びコーディネーターの責任下であり、彼等は必要に応じて MAB 国内委員会、地域ネットワーク、

UNESCO-MAB 事務局から援助を要請することができる。

経済活動は以下の点で生物圏保存地域に有益となり得る。

- 民間セクターの役割の強化、及び観光事業等を通じた自然地域維持のための収入確保といった面で、経済発展に寄与する
- 大手多国籍企業の社会的責任 (CSR) プログラム及び国と地域の民間機関が、持続可能な取り組みの発展または維持に資金を提供する

生物圏保存地域の経済的利益と、生物圏保存地域内及びその周辺における保全と開発の両立の実行可能性を示す、優れた実例が既に幾つか存在する。これらの地域が全ゾーンで3機能全てを果たすための、適切に訓練された十分な数の職員、設備、プロジェクト予算、能力を有せば、運営レベルでのパフォーマンス向上につながるだろう。

目標	行動	時期	成功の指標	行動責任者	パートナー
----	----	----	-------	-------	-------

25. 生物圏保存地域と地域ネットワークのための資金メカニズムの強化	25.1 生態系サービスへの支払い（PES）プロジェクトを実施するために、関係機関・組織とのパートナーシップ契約を結ぶ	2013	PESプロジェクトを開始した地域の数  関与するBRの数	MAB-ICC、地域ネットワーク	GEF、UNDP、EU、国際NGO、大学、研究センター、テーマ別ネットワーク
	25.2 水、森林、炭素基金のためのパートナーシップ契約の締結	2013	パートナーシップ契約を有するBRの数	MAB国内委員会、地域ネットワーク	国内・国際資金提供機関、GEF、UNDP、国際NGO、テーマ別ネットワーク
	25.3 生物多様性保全、国際水域、気候変動、貧困削減等のプロジェクトの責任を担う組織と協力し、BRと地域ネットワークの国内・国際的支援を求める	2013	国内・国際的支援を有するBR及び地域ネットワークの数	MAB事務局、MAB国内委員会、地域ネットワーク	国内・国際資金提供機関、GEF、UNDP、国際NGO、テーマ別ネットワーク
26. 生物圏保存地域の生産物の、持続可能な生産、収穫、加工、マーケティングを通じた生物圏保存地域における利益創出と生活の恩恵の向上	26.1 各地域ネットワークで少なくとも一つパイロットBRを選び、地元社会の積極参加を伴うBRが、地元社会にもたらす経済貢献を評価する	2013	各地域におけるBR開発評価の数	地域ネットワーク	民間セクター、研究・学術・アウトリーチ機関、テーマ別ネットワーク
	26.2 BRブランドを使用する製品のための市場とフェアトレードを認識、開発、促進するために、ビジネスとのパートナーシップを構築または強化	2010	質の高い経済のためのタスクフォースに関与するBRの数	MAB事務局、各BR、MAB国内委員会	民間セクター、テーマ別ネットワーク



	し、質の高い経済のためのタスクフォースの活動を促進する				
	26.3 地元地域社会、少数民族、先住民等 BR に住む立場の弱い人々を主に対象とした代替的及び持続可能な生活の促進	2013	貧困緩和のための持続可能で代替的な生活を実施している BR の数	ユネスコ加盟国、各 BR	国内・国際資金提供機関、GEF、UNDP 等
27. 民間セクターの参加、支援、賛同の促進	27.1 BR のモノとサービスのための市場とフェアトレードを認識、開発、促進するため、また、BR 関連の管理とコミュニケーションを支援するために、ビジネスとのパートナーシップを構築または強化する	2013	BR のアイデア及び管理の実行に積極的に関与するビジネスの数  BR における間接的な支援活動に積極的に携わるビジネスの数	BR、MAB 国内委員会	民間セクター
	27.2 BR 製品のラベル表示に対するインセンティブの促進	2012	地元 BR 製品に関する調査	MAB 事務局、各 BR	民間セクター
28. 生物圏保存地域間の交流	28.1 BR の利害関係者間の研修旅行及び現場視察を支援する	2010 & 2013	交流の数	地域及び地域間ネットワーク、テーマ別ネットワーク、各 BR	政府機関

	28.2 特定の課題を共有する BR 間の交流プログラムの奨励及び実施	2013	BR 間の交流プログラムの数	地域及び地域間ネットワーク、テーマ別ネットワーク、各 BR	政府機関
	28.3 南南協力及び南北南三角協力を奨励する	2013	BR の関与する協力協定の数	地域及び地域間ネットワーク、テーマ別ネットワーク、各 BR	政府機関
29. パートナーシップの促進	29.1 教育及び研究から環境のモノとサービスの持続可能な利用に至る協力活動を支援するために、社会の全セクターが参加する協力計画を確立する	2010	構築されたパートナーシップの数  パートナーシップに関与している BR の数	各 BR	政府機関、民間セクター
	29.2 地域の経済・財政機関とのパートナーシップの構築	2010	確立された協力計画の数	各 BR	カナダ
30. 越境生物圏保存地域	30.1 新たな越境 BR の開発支援、及び既存の越境 BR と他の越境協力の強化	2013	確立された越境 BR の数	MAB 国内委員会、地域ネットワーク	MAB 国内委員会、ユネスコ国内委員会
	30.2 越境 BR のための推薦状及び定期的レビュー用紙の更新	2013	活発な越境協力を擁する新しい越境 BR 及び既存の越境 BR の数、更新された用紙の使用	BR 及び MAB 国内委員会、地域ネットワーク、MAB 事務局、WNBR	学術機関、国内・国際 NGO

31. 平和、安全、紛争管理のための生物圏保存地域の促進	31.1 平和と安全のメカニズムとしてBRを促進及び活用する	2013	平和と安全を促進するプログラムを有するBRの数	MAB事務局、WNBR、地域ネットワーク	学術機関、国内・国際NGO、テーマ別ネットワーク
---------------------------------	-----------------------------------	------	-------------------------	----------------------	--------------------------

## F. 承認、実施、評価

マドリッド行動計画（MAP）は、ユネスコ中期戦略の効果的な実施を視野に、第20回MAB-ICCで採択された。中期戦略の変容する性質を考慮し、2009年に開催される次期MAB-ICC会議でMAPの適応可能性が協議される。これにより、MAPはMDGs、EFA、DESDを含む国際的に合意された目標・目的の達成に向けたユネスコの戦略にとって不可欠な要素となる。また同時に、One UN、UNDAF、及び国連改革の下に国レベルで推進されている他の国内協調枠組みに対するユネスコの貢献が強調される。MAPは、2006年～2007年にユネスコの自然科学及び社会・人間科学プログラムを評価した審査委員会の勧告を取り入れるという、事務局長の実施計画に寄与するであろう。

MAPは、MABとWNBRの事務局であるユネスコ生態・地球科学部門の責任下にあるMAPと同様に、ユネスコの6カ年戦略的計画枠組みの期間（2008年～2013年）に実施される。生物圏保存地域を有する国は、2008年12月末までに、MAP枠組みの中で各国が実施する行動の具体的な手

法及びスケジュールをMAB事務局に報告するよう、要請されるであろう。

**MAB-ICC、MAB事務局、地域ネットワーク、MAB国内委員会**は、公的・民間セクター及び市民社会団体との結果志向のパートナーシップを通じ、MAPの成功裡の実施のためにリーダーシップを提供する。

**MAB-ICC、ユネスコ国内委員会、MAB国内委員会**は、MAB計画とWNBRの重要性を伝え、国の政府、資金提供・開発協力機関、民間セクター、及びあらゆるレベルの市民社会団体からMAB計画とWNBRに対する支援を得る上で深く関与し、MAPの効果的な実施に不可欠な役割を果たす。

MAPは2010年及び2013年に評価される。中期評価はチームによって行われ、チームの構成と委託条件は2009年の第21回MAB-ICCで定められる。2013年を期限とする最終評価の時期、チーム構成、委託条件は第22回ICCで決定される。

## G. 略称

BPI ユネスコ広報局（UNESCO Bureau for Public Information）

BR	生物圏保存地域 (Biosphere Reserve)
CI	ユネスコ情報・コミュニケーション局 (UNESCO Communication and Information Sector)
CBD	生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity)
CMS	移動性野生動物の種の保全に関する条約 (Convention on Migratory Species)
CO2	二酸化炭素
COP	生物多様性条約締約国会議 (Conference of the Parties to the CBD)
CSD	持続可能な開発委員会 (Commission on Sustainable Development)
CYTED	科学・技術開発のイberoアメリカプログラム (Ibero-American Programme of the Development of Science and Technology)
DESD	国連持続可能な開発のための教育の10年 (UN Decade of Education for Sustainable Development)
EFA	万人のための教育 (UNESCO - Education for All)
EU	ヨーロッパ連合 (European Union)
GEF	地球環境ファシリティ (Global Environment Facility)
GLOCHAMORE	ユネスコ・プロジェクト「山岳地域における地球規模の変化」 (UNESCO Project “Global Change in Mountain Regions”)
IBSP	国際基礎科学プログラム (International Basic Sciences Programme)
ICC	MAB 計画国際調整理事会 (International Coordinating Council for the MAB Programme)
ICLEI	国際環境自治体協議会 (International Council for Local Environmental Initiatives)

IGCP	地質科学国際研究計画 (International Geoscience Programme)
IGBP	地球圏・生物圏国際共同研究計画 (International Geosphere-Biosphere Programme)
IHP	国際水文学計画 (International Hydrological Programme)
IOC	政府間海洋学委員会 (Intergovernmental Oceanographic Commission)
IPCC	気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)
ISDR	国際防災戦略 (International Strategy for Disaster Reduction)
ISP	ユネスコ政府間科学プログラム (UNESCO's Intergovernmental Scientific Programmes)
IUCN	国際自然保護連合 (International Union for the Conservation of Nature)
MA/MEA	ミレニアム生態系評価 (Millennium Ecosystem Assessment)
MAB	ユネスコ人間と生物圏計画 (UNESCO's Man and the Biosphere Programme)
MOST	社会変容管理プログラム (Management of Social Transformations Programme)
MRI	山岳研究イニシアチブ (Mountain Research Initiative)
MDG	ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)
One UN	一つの国連 (様々な国連計画と国連機関の計画、運営、予算構造を合理化し、これらの計画・機関のアイデアを国の開発計画に統合する試み)
NGO	非政府組織 (Non-Governmental Organizations)
PES	生態系サービスへの支払い (Payments for Ecosystem Services)
SD	持続可能な開発 (Sustainable Development)

TWAS	開発途上世界のための科学アカデミー (The Academy of Sciences for the Developing World)
UN	国連 (United Nations)
UNCCD	砂漠化対処条約 (United Nations Convention to Combat Desertification)
UNEP	国連環境計画 (United Nations Environment Programme)
UNDAF	国連開発援助枠組み (United Nations Development Assistance Framework)
UNDP	国連開発計画 (United Nations Development Programme)
UNESCO	国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)
UNFCCC	気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change)
UNU	国連大学 (United Nations University)
WCPA	世界保護地域委員会 (World Commission on Protected Areas (IUCN))
WH	世界遺産 (World Heritage)
WHC	世界遺産センター (World Heritage Centre)
WNBR	生物圏保護区世界ネットワーク (World Network of Biosphere Reserves)
WSSD	2002年持続可能な開発に関する世界首脳会議 (World Summit on Sustainable Development in 2002)

生物圏保護区世界ネットワークの  
詳細は、下記までお問合せください。

UNESCO  
Division of Ecological and Earth Sciences  
(ユネスコ生態・地球科学部門)  
1 rue Miollis  
75732 PARIS CEDEX 15  
France  
Tel : +33 1 45 68 41 51  
Fax : +33 1 45 68 58 04  
mab@unesco.org  
<http://www.unesco.org/mab>

© photos :  
Miguel Clüsener-Godt / UNESCO  
Marc Ancrenaz

## 生物圏保存地域審査基準

平成 23 年 9 月 28 日  
平成 24 年 6 月 12 日一部改正  
平成 26 年 5 月 20 日一部改正  
日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会  
人間と生物圏（MAB）計画分科会決定

## 1. 生物圏保存地域の目的

生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能をもち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存している地域を指定することにより、地域の取組と科学的な知見に基づく人間と自然との共生に関するモデルを提示する。

## 2. 審査基準

次の審査基準の全てを満たしていること。

(1) 生物圏保存地域候補地の機能

次の3つの機能をもつこと。

- ① 人間の干渉を含む生物地理学的区域を代表する生態系を含み、生物多様性の保全上重要な地域であること
- ② 自然環境の保全と調和した持続可能な発展の国内外のモデルとなりうる取組が行われていること
- ③ 持続可能な発展のための調査や研究、教育・研修の場を提供していること

(2) ゾーニング

核心地域、緩衝地域及び移行地域の3地域にゾーニングされており、各地域が次の要件を全て満たしていること。

## ① 核心地域

- ・法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されていること
- ・次のカテゴリーの1つ以上に合致していること
  - (ア) 生物地理学的区域を代表する生態系であること
  - (イ) 生物多様性の保全の観点から重要な地域であること
  - (ウ) 絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること
- ・動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること

## ② 緩衝地域

- ・核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること
- ・核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を活かした持続的な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること



- ・環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること

### ③ 移行地域

- ・核心地域及び緩衝地域の周囲または隣接する地域であること
- ・緩衝地域を支援する機能を有すること
- ・自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること

## (3) 設定範囲

- ・生物圏保存地域（①核心地域、②緩衝地域、③移行地域）の設置目的を果たすために適度な広さであること
- ・相互の地域が干渉しないこと

## (4) 計画

- ・生物圏保存地域全体の保全管理や運営に関する計画を有していること
- ・研究・モニタリング、教育、研修に関する計画を有していること
- ・地域の振興や自然環境と調和した発展に関する計画を有していること

## (5) 組織体制

- ・生物圏保存地域の管理方針又は計画の作成及びその実行のための組織体制が整っていること
- ・組織体制は、自治体を中心とした構成とされており、土地の管理者や地域住民、農林漁業者、企業、学識経験者及び教育機関等、当該地域に関わる幅広い主体が参画していること
- ・生物圏保存地域が有する価値を確実に保全管理していくための包括的な保全管理体制が整っていること
- ・国内外からの照会等に対応可能であること
- ・生物圏保存地域の保全管理や運営に対する財政的な裏付けがあること

## (6) ユネスコBR世界ネットワークへの参画

- ・BR申請時や定期報告の際などに行われるユネスコによる審査に対応可能であること
- ・BRの設定が認められた場合に、ユネスコBR世界ネットワークに加盟する意思があること
- ・ユネスコBR世界ネットワークによる取組に協力が可能であること

# 南アルプスユネスコエコパーク 基本合意書

平成 25 年 8 月 17 日

韮崎市

飯田市

静岡市

南アルプス市

伊那市

川根本町

北杜市

富士見町

早川町

大鹿村



# 南アルプスユネスコエコパーク 基本合意書

我々は、平成 19 年 2 月、南アルプスの顕著で普遍的な価値を高め、人類共有の財産とすべく、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設置、以来、南アルプスの優れた自然環境を保全し、将来へと継承していくための活動に取り組んできた。

南アルプスが育む豊かな生物多様性は、人々の暮らしに多くの恵みをもたらし、人々もその恩恵を敬い、南アルプスとの共生による多様な文化を築き上げて今日まで継承されている。

今般、我々が目指す南アルプスユネスコエコパークは、こうした南アルプスの自然環境と多様な文化のつながりを共有財産と位置づけ、地域間交流の拡大を図るとともに、優れた自然環境の持続的かつ永続的な保全管理と利活用に共同で取り組むことによって、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを行うものである。

我々、南アルプスに関係する市町村は、その趣意に基づき、次に掲げる南アルプスユネスコエコパークの主要施策に、総意をもって取り組んでいくことを確認し、基本合意を締結する。

- 一、南アルプスの自然環境保全
- 一、南アルプス山麓の地域間交流の拡大による地域活性化
- 一、南アルプスユネスコエコパーク憲章の策定
- 一、各地域の情報発信
- 一、南アルプスユネスコエコパーク地域の永続的な管理運営体制の確立

平成 25 年 8 月 17 日

韮崎市長

南アルプス市長

北杜市長

早川町長

飯田市長

伊那市長

富士見町長

大鹿村長

静岡市長

川根本町長

## 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に関する意見書

南アルプス周辺の3県10市町村、山梨県北杜市、同県韮崎市、同県南アルプス市、同県早川町、静岡県静岡市、同県川根本町、長野県伊那市、同県大鹿村、同県飯田市、同県富士見町は、去る平成25年8月16日、文部科学省にユネスコエコパークの申請書を提出した。それを受けて、同年9月5日、ユネスコ国内委員会による審査がおこなわれ、同年9月30日、南アルプス地域は、ユネスコ（本部パリ）に南アルプスユネスコエコパーク（Minami Alps Biosphere Reserves）として推薦された。南アルプス地域は、古くからその山の恵みを生かした伝統的な生活を営んでおり、特徴的な文化が形成されてきた。また、その自然を守る市民の活動も活発であり、南アルプス地域の人々は南アルプスの自然を愛し守っている。

平成23年5月に国土交通省より東海旅客鉄道株式会社（JR東海）に中央新幹線の建設指示が出され、これを受けて平成25年9月20日、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書、要約書を公表した。中央新幹線の建設により、南アルプス地域の環境に多方面で影響が出る可能性があることから、南アルプスユネスコエコパーク登録検討委員会ではこれについて検討をおこなった。東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書について環境の保全の見地から意見を求めており、これに従って南アルプスユネスコエコパーク登録検討委員会は、検討結果を示し意見を提出する。

平成25年11月5日

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会  
ユネスコエコパーク推進部会 部会長 中込博文

ユネスコエコパーク登録検討委員会  
委員長 増澤武弘

### ■全体

1. 工事後のモニタリング項目が少なすぎる、項目をもう一度検討すべきである。
2. 工事の工程が具体的に示されておらず、どのような影響が出るかが不明である。特に、長野県と山梨県の発生土置き場の位置や工事作業道路の場所や形態など環境影響評価が検討できるレベルの内容を示して欲しい。
3. 工事によって土砂を運搬する道路や発生土置き場、作業員宿舎を建設するのであれば、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの理

念を鑑み、植物園やビジターセンターなど、教育や研修、安全登山の普及啓発の場として利用が出来るようにして欲しい。

#### ■水環境

1. 地下水の水位、質の変化の問題がおこる可能性が高い。今回示された事後のモニタリング対象地の数だけでは不十分であり、地点数を増やすべきである。
2. 断層沿いに水が集まるため、断層付近の掘削工事を実施する際には、地下水が地表に流出することは明白であり、場合によっては川に流入する可能性があるが、その量は推定しているのか。具体的なデータを示し、大雨時の洪水などに対応できることを提示すべきである。

#### ■土壌環境

1. 静岡県でのトンネル掘削から出される発生土置き場のうち、伝付峠北方の奈良田越えの緩傾斜地（標高 2000m）があるが、南アルプスの地形発達史において南アルプスの地形的特徴をなす隆起準平原を示す貴重な地形であり、この場所を埋め立てることは南アルプスの学術的な価値を損なう可能性が高い。また河床から 500m も上の稜線へ発生土を置くことは不安定な地質の稜線に崩壊の材料を積み上げることとなり、崩壊の危険性を高める。したがって、奈良田越えの緩傾斜地に発生土置き場を設けることには反対である。
2. 大井川上流の二軒小屋から畑薙ダム上流に計画された谷底の発生土置き場は、土石流の災害を増幅することになるため細心の注意を払うべきである。

#### ■動物・植物・生態系

1. トンネルおよび橋梁がほとんどのため、中央新幹線運行による動物・植物・生態系への直接的な影響は少ないと思われる。ただし、工事用道路の取り付けなど工事による生態系への影響が懸念される。
2. 環境保全措置の実施に対する適否が「適」となっている項目があるが、その判断基準となる科学的根拠を示して欲しい。
3. トンネル掘削で生じる発生土の埋め立場所は、山梨県内と長野県内では記載されていないが、線路開発以上に環境や生態系への影響が懸念される。
4. 南アルプスユネスコエコパーク申請地の移行地域においても、絶滅危惧種などは厳格に保護されるべきである。環境影響評価制度では、より環境の保全に配慮した事業の実施のためには、環境影響の回避・低減に加え、なお残存する環境影響の代償措置を検討することが重要とされている。生物多様性オフセットは、生物多様性の保全に係る代償措置の一つとして、代償措置の定量的な評価手法や代償措置実施後の回復を担保した上では、その損失を最小限にするために有効な手法であるとされる。生物多様性オフセット自体の技術的な検討も含めて、より生物多様性保全を考



慮して施工するために、生物多様性オフセットを導入することを要望する。

5. トンネル掘削によって地下水の量や質に変化が生じた場合、地上部の植生などへの影響が大きく地表の生態系を著しく変化させることが予想され、生態系への影響が懸念される。特に地下水を繁殖で利用していると考えられているアカイシサンショウウオなどへの影響が懸念される。
6. 工事による騒音は人間だけでなく動物にも影響があるのではないかと検討して欲しい。
7. 「巨摩・赤石」の「里地・里山の生態系」の「上位種」はノスリになっているが、オオタカも生息しており含めるべきではないか。
8. 「巨摩・赤石」の「山地の生態系」の「上位種」のクマタカで、「鉄道施設の存在」が「ハビタットの質的变化」をもたらさないとされるが、その科学的根拠は何か示して欲しい。
9. 猛禽類についてのモニタリング調査は県によって対象種や期間が異なっている。全体として整合性の取れる計画を示して欲しい。
10. 繁殖エリア面積に対して些少な面積であっても営巣木やその候補木などの重要なハビタットに対して、どのように保全措置が担保されるのか示して欲しい。
11. 大鹿村ではイヌワシが1つがい確認されている。改変範囲外とされているが改変区まで行動範囲は入っていない科学的根拠を示して欲しい。
12. ヤマトイワナは改変区域内で確認されているが、生息環境に影響なしと予測されているがその科学的根拠を示して欲しい。
13. タカネキマダラセセリ南アルプス亜種などが文献調査で確認された貴重な種としてリストアップされているが、現地調査ではいずれも確認されていない。しかし小渋川橋梁と工事用道路ができる上蔵地区は貴重な地表性昆虫群（オサムシ・ハネカクシ類）が生息する可能性がある。特に工事用道路設置の影響予測を改めておこなう必要がある。
14. 現地調査では、植物相と植生について行っているが、長野県ではこれに加え蘚苔類、地衣類を、静岡県では蘚苔類とキノコ類をそれぞれ調査している。各県によって調査対象が異なる納得のいく理由を示して欲しい。
15. 植物：「赤石山脈の自然植生」の文献のみでの記載項目が多くあるが、現地確認されていないにも関わらず、在否を評価している。現地に実際に存在するかの確認はどのようにしているのか科学的根拠を示して欲しい。

#### ■人と自然との触れ合い

1. 糸魚川-静岡構造線新倉露頭（国天然記念物）は工事用道路が至近にある。道路予定地は露頭の全貌を見る適地であり、解説板も設置されている。工事用トンネルと仮橋で、天然記念物からの視界に入らない位置で国道と結ぶべきである。これについては文化庁とも協議すべきである。

2. 林道東俣線における工事車両の通行に伴う、南アルプスの登山者等の送迎バス、観光バス等の運行への影響についての検討が無い。
3. 大河原から小渋川のV字谷を通して見る赤石岳は、南アルプスの代表的な景観のひとつである。このV字谷には変電所・上蔵の非常口（坑口）・工食用道路・日向休みの橋梁・釜沢の2カ所の非常口（坑口）が計画されているが、環境影響評価準備書には詳しい評価が記載されていない。発生土置き場や仮置き場の設置は景観上避けるべきである。
4. 大鹿村や富士川町に建設予定の変電所へ引かれる送電線は地中に設置すべきであり、そのために、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は電力会社と協議し、その結果を評価書に明記すべきである。
5. 日向休みの橋梁付近は小渋谷でも御荷鉾緑色岩体が露出する最も美しい景観の渓谷である。橋梁については、環境影響評価準備書では記述が無く不明であるが、フードで覆わざるを得ない橋梁は景観上好ましいものではない。せめて景観の阻害を最小限にするよう配慮して橋脚を用いず橋台も工夫すべきである。
6. 釜沢を経て湯折れに至る県道は、釜沢集落の住民の通行を最優先しなければならないことは当然である。長野県側から赤石岳に登る最短ルートの登山口への唯一の道路であり、工事により一般車の通行を阻害しないようにしてほしい。

#### ■環境への負荷

1. 早川流域は土砂をどこに捨てても問題がある。早川流域においては1時間降水量50ミリ以上のいわゆるゲリラ豪雨が多く発生する地域であり、しかも南アルプスの中でも降水量が多い場所である。特に平成10年代以降、年間降水量が少なく推移しているにも拘わらず、ゲリラ豪雨が多くなっており、注意が必要である。流域に土砂捨て場を設置することで、災害が更に増加し人命に関わる影響が出る恐れもある。人災とならぬためにも早川町以外の場所に土砂を捨てるよう希望する。仮に早川町内に土砂を捨てるのであれば、土砂捨て場の場所やその影響について具体的なデータを示すべきである。
2. 静岡側の発生土置き場が限られ、土砂が置かれた場所は植生が確実に破壊される。復元する際にはどのように復活させるか専門家の意見を聞くとともに、専門家による復元を行ってほしい。

#### ■その他

1. 予測と異なる結果が生じた場合には、対象自治体に報告するとともに環境保全措置を再検証して頂きたい。
2. ユネスコエコパークにおいては、今後の工事期間中を含め、自然環境保全の取組みを実施することになるが、事業者として協議への参加、情報の開示、質問への回答等の協力を要望する。

3. 環境影響評価準備書には、具体的な工事行程が記述されていないが、10 数年に及ぶ工事期間中の「環境保全措置」の具体的な方法と維持管理方法を示して頂きたい。
4. 環境影響準備書は通常気象時を想定しているが、異常気象時の対応も示して欲しい。

中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】

意見書

平成 26 年 1 月

静岡市



## はじめに

静岡市は、3,000m級の山々が連なる南アルプスから水深 2,500mの駿河湾へとつながる世界でも極めて珍しい標高差 5,500mという自然環境を有しており、私どもは、その山、川、海の自然や生きものたちから得られる多くの恵みによって、豊かな経済活動を営んでおります。

特に、南アルプスの麓に暮らす人々は、その自然から生活の糧を得るとともに、南アルプスを信仰の対象としながら独自の生活文化を育んできました。そこには、自然と人との共生関係が息づいています。

静岡市では、これらを踏まえ、その顕著で普遍的な価値を持つ南アルプスの保全に努め、将来に継承していくとともに、その価値を高めて人類共有の財産とすべく、平成 19 年に山梨、長野、静岡の 3 県関係 9 市町村と共に南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設立し、世界自然遺産登録に向けた取組みを進めてきました。

また、平成 23 年からは、世界自然遺産の実現に向けての一里塚として、自然と人間社会との共生を目的とするユネスコエコパークの登録に取り組んでまいりました。そして、昨年 9 月には、国内推薦の決定を受け、国からユネスコ本部に申請され、いま、登録の正式決定を待っているところです。

このような地域において、中央新幹線（東京都・名古屋市間）建設事業（以下「本事業」という。）が推進されることとなり、南アルプスの豊かで多様な自然環境に多大な影響を与えるものとなることが懸念されております。

静岡県域における事業実施計画では、全てがトンネル構造であることから、構造物の存在による地下水の水位等の変化が下流域の生活や経済活動に影響し、工事排水により河川の水質汚濁や水底・河岸環境に影響が生じるほか、トンネル工事に伴う掘削土の処理及び地表部の構造物の存在が周辺の生態系や景観に与える影響は大きいものと考えられます。特に、今回の環境影響評価においては、十数年の長期に亘る工事期間中の事業活動による周辺環境や住民生活に及ぼす影響に対して、その保全と対策に万全を期することが重要となります。

私どもが目指す世界自然遺産で求められるクライテリアは非常に高く、本事業と世界自然遺産登録との両立は難しいと言われております。また、ユネスコエコパークについても同様に、本事業が登録の阻害要因となる可能性が極めて高いと考えます。

よって、事業者には、本事業の推進において、南アルプス地域の自然環境を保全し、ひいては、私どもの進めるユネスコエコパーク登録の取組みとも整合を図ることを求めるものです。

以上、環境影響評価法第 20 条第 2 項の規定に基づく市長意見を提出いたします。

## I 総括事項

静岡県域においては、供用開始後はもちろんのこと、工事期間中の事業活動が周辺環境に及ぼす影響を的確に評価することが重要である。また、本事業が安心・安全であるという認識が得られるよう、以下の事項に配慮されたい。

- 1 今後の工事計画、工事方法、工事手順等が一般に理解されるよう、評価書の内容を具体的かつ分かりやすい内容とした上で、これを適切に公表し丁寧に説明すること。
- 2 評価書作成の前段階から関係自治体及び専門家等との意見交換に努め、必要な場合には計画の見直しを検討し、評価書及び工事実施計画書を作成すること。
- 3 想定される構造物については、イメージ図等を用いて分かりやすく評価書に記載すること。特に、地表部の構造物については、位置・規模も含め詳細に記載すること。
- 4 本事業計画及び南アルプスの地域特性を踏まえ、次の個別事項で述べるとおり、工事着工後の事後調査と情報公開を適切に実施するとともに、環境保全措置の実効性を確保するための環境監視体制を整備し、関係者との協議調整を図ること。
- 5 工事車両の通行が想定される県道及び市道については、早期に道路管理者と協議すること。また、通行に当たっては、沿道の生活環境に影響を及ぼさないよう、必要な調査やモニタリング等を行い、適切な環境保全措置を講じ、その結果を報告すること。
- 6 本事業の実施に当たっては、事業者のみならず、すべての工事従事者が南アルプスの自然を十分に理解・認識することが必要である。そのため、事業者は工事従事者への教育及び指導、並びに作業管理を徹底し、その内容を随時報告すること。

## II 個別事項

南アルプスの地域特性と、極めて貴重な自然環境を保有していることを踏まえ、以下の8項目について、適切な調査、予測及び評価、並びに環境保全措置が図られるよう配慮されたい。

### 1 大気質

- (1) 大気安定度等を求めるために不可欠な現地の気象観測点は1地点のみであり、この地点のデータのみですべての拡散計算を行うことには問題がある。このため、予測結果を検証するためのモニタリングを実施し、求めに応じてその結果を報告すること。
- (2) 対象事業実施区域の地理的状況や気象状況を踏まえ、フュミゲーションに相当する状況をもたらす気象状況などでの拡散計算による環境影響評価を行い、極端条件下での環境影響がどのような状況になるのかを把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。
- (3) 予測に用いた大気の拡散計算については、山岳地形であることを踏まえて他の予測手法についても検討し、その結果を比較した上で手法の妥当性について検証すること。

また、予測に用いた手法の詳細とその根拠について評価書に記載すること。

- (4) 濃度予測計算で重要な拡散パラメータ値や境界条件データなど、予測計算に用いた数値について評価書に記載すること。
- (5) 建設機械の稼働による影響について、通常の平面とは異なる山岳地形であることを踏まえて定量的な予測を行い、発生源を中心とする濃度分布図等を用いて影響がないことを分かりやすく評価書に記載すること。
- (6) 発生土置き場における運搬車両からの積載土砂の積み下ろし時の粉じんについて、周辺環境及び登山客等に影響を及ぼさないよう、飛散防止対策等の環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。

## 2 騒音、振動

- (1) 工事中は継続したモニタリングを実施し、測定結果の公表及び説明など、周辺住民等に適切に対応すること。
- (2) 発生源と予測地点との関係や、騒音レベルに影響を及ぼしている要因を含めた予測地域全体の詳細な状況と測定地点の選定理由について、評価書に記載すること。
- (3) 暗騒音に河川が大きく影響しているのであれば、河川の影響のない同類地点での現況騒音の状況を把握し、参考値として評価書に記載すること。
- (4) 建設機械の稼働による影響について、発生源からの距離減衰による騒音レベルを定量的に予測し、影響がないことを分かりやすく評価書に記載すること。
- (5) 振動についても、必要に応じて騒音と同様の対応を検討すること。
- (6) 非常口から発生する微気圧波の影響について、周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な対策を講ずること。また、影響がないのであれば、その旨を評価書に記載すること。

## 3 水環境

- (1) 河川上流部での毎秒2トン程度の水量減少は大きな変動値であり、自然環境や下流域の生活・経済活動をはじめ様々な影響が懸念される。そのため、本事業の実施に当たっては、現状の水質、水量を確保するための環境保全措置を講じ、その具体策を評価書に記載すること。また、以下の事項についても適切に対応すること。
  - ① 流量が減少した場合の代替水源の確保などの環境保全措置の実施に当たっては、代替水源の位置や方法を具体的に示すとともに、水利権の所在等についても明らかにすること。
  - ② 事後調査の結果については、定期的に関係自治体等へ報告するとともに、代替水源の確保を含む総合的な対策の検討及び実施に当たっては、関係者と継続した協議を実施すること。また、必要な場合は専門家の指導及び助言を受けて適切な環境保全措置を実施すること。



- (2) トンネルの工事及び鉄道施設の存在による水資源への影響について、準備書に記載されている内容だけでは減少した水がどのように散逸しているかが不明であるため、具体的な数値を記載し、解析過程と水収支を分かりやすく評価書に記載すること。
- (3) 700人程度の工事従事者が、十数年の長期に亘り生活をするることによる汚水や生活排水は莫大な量であり、極めて清澄な大井川の源流に影響を与えることは明らかである。特に、渇水期や冬期の結氷渇水期においては、宿舎等からの生活排水の影響は大きくなる可能性があるため、可能な限り高度処理設備を導入し、河川環境への影響がないよう環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。
- (4) 工事施工ヤードからの排水については、法令等に基づく排水基準のみに対応するのではなく、放流する河川の水素イオン濃度や流量に合わせた処理を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。
- (5) 長大トンネルの掘削により、地下湧水への有害物質の含有や水素イオン濃度の変化も懸念されるため、有害物質を含む工事期間中のモニタリングを実施し、適切な処理を行うこと。また、求めに応じその結果を報告すること。
- (6) 工事の実施に伴うアルカリ廃液等の漏れなど、工事施工ヤードにおける管理を徹底すること。

#### 4 土壌環境・その他

- (1) 1箇所の現地調査結果で、「汚染された発生土の搬出による汚染はない」（準備書 8-3-2-6）としているが、発生土に含まれる重金属等の定期的な調査等を実施し、調査結果は求めに応じて報告すること。また、有害物質が検出された場合は適切に対応すること。
- (2) 大井川上流の樫島周辺及び伝付峠周辺には、特徴的な地形地質を観察できるジオサイト候補地がいくつか存在するため、林道の補修工事がそれらの候補地に影響を及ぼさないよう配慮すること。

#### 5 動物、植物、生態系

- (1) 大井川源流部に生息・生育する希少な動植物に対しては、静岡県版レッドデータブックの保護方針に沿って適切に対応すること。また、生物多様性の保全を考慮して施工するために、生物多様性オフセットを導入し、その状況は事後調査において確認すること。なお、この場合、周辺の生物群集への影響について調査し、影響がないことを確認するとともに、教育目的での利用が図られるよう配慮すること。
- (2) 本事業では、工事施工ヤード、宿舎、発生土置き場など複数の発生源から1つの流域に排水することや、トンネル掘削等による水量の減少による河川環境への影響が懸念される。そのため、以下の事項について適切に対応すること。
  - ① 水質、水量の変化により、静岡県では極めて希少性の高いニホンアミカモドキ、オ

オナガレトビケラ、Protoplasma 属をはじめとする貴重な水生生物に影響を及ぼさないよう、不測の事態も想定した上で、本事業における排水対策に万全を期すこと。

- ② 水質・水量の変化については不確実性が高いことから、水生生物についても事後調査を実施し、調査結果に応じて適切な環境保全措置を講ずること。また、その旨を評価書に記載すること。
  - ③ 河川は線的な環境であることを踏まえ、濁水等の影響の及ぶ範囲について改めて予測するとともに、必要な影響の予測及び評価を見直し、評価書に記載すること。
- (3) 短期間での調査には限界があるため、長年の調査結果である文献の重要性を再認識し、その上で文献確認種についても生息を前提に環境保全措置を講ずること。特に、魚類のヤマトイワナや蝶類のオオイチモンジなど生息情報のある種については、その情報の把握に努め、必要な調査の実施及び環境保全措置を講ずること。
  - (4) 文献調査のみで確認された重要種に対する予測結果では、「一般的な環境保全措置を実施すること、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、生息環境は保全される」(準備書 8-4-1-80~82) としているが、一見同質の環境に見えても、種ごとに微妙に異なる環境に生息し多様性を保持しているため、動物の各種の生息環境の把握については、植生図のみならずその種に対応した植生等の調査を実施するなど生息環境の把握に努め、適切な環境保全措置を講ずること。
  - (5) イヌワシ、クマタカについて、静岡県域で営巣場所は確認されていないものの、重要な生息エリアであることから、可能な限り正確に行動圏を把握するために、事後調査に当たっては、専門家の指導及び助言を受けて適切な調査地点を選定し、隣接県を含めた広域的な調査を実施すること。
  - (6) 騒音等により、貴重な猛禽類に影響を与えることがないように、専門家の指導及び助言を受けてさらなる環境保全措置を講ずること。
  - (7) 動物の調査結果については、調査場所、調査日、調査方法ごとに確認された生物種と個体数を評価書に記載するとともに、重要種の個体数を明らかにすること。
  - (8) 今回の調査では、調査区域内に生育する全ての貴重な植物を確認できているわけではなく、工事中に新たに確認される可能性があることから、あらかじめ移植について想定しておくこと。なお、重要な種の移植、播種に当たっては、植物園に類する施設を設けるなど、当該植物の生育を管理できる場所において実施すること。また、その旨を評価書に記載すること。
  - (9) 林道東俣線の整備に当たっては、周辺の動植物の生息・生育環境への影響がないよう、十分に環境に配慮した工法を採用するとともに、専門家の指導及び助言を受けて設計等を行うこと。
  - (10) 林道東俣線において、安全上必要な補修等を行う際は、新たな生息環境の創出などの代償措置を実施すること。この場合、新たに創出した環境の状況を事後調査において確認すること。

## 6 廃棄物等

- (1) 静岡県域においては、発生土処理による影響が大きいことから、具体的な処理方法や再利用・再資源化などの計画とその実効性を可能な限り明らかにすること。また、その内容について、評価書作成の前段階から十分説明し、関係者の合意を得るよう努めること。
- (2) 発生土置き場周辺の生物相や生態系、景観などの周辺環境に及ぼす影響について、具体的な位置・規模等を明らかにし、環境影響評価を実施すること。なお、評価書作成までに明らかとならない場合は、事後調査において実施し、その結果を適切に公表すること。
- (3) 南アルプスの稜線部には、第四紀以前に形成されたと考えられる小起伏面が残存しており、扇沢源頭部もそのひとつである。この小起伏面は、山梨県側からも静岡県側からも地すべり・崩壊による浸食が進み、面積が縮小しつつある不安定な領域である。そこに、重量物である発生土を積み上げることは重力不安定を促進し、発生土を含めた山体崩壊を促進するおそれがあり、下流部に重大な影響を与えかねない。また、発生土の運搬のために工事用道路（トンネル）を設置することは、発生土の増加や新たな環境変化を生むこととなるため、同地での発生土の処理は回避すること。
- (4) 燕沢平坦地については、千枚岳崩れの崩壊砂礫が大井川に流れ込み、その一部が周辺の広い河床面に広がり形成されたものと考えられる。また、同地はこれまで土石流の受け皿として、土石流を拡散・減速させ、下流側の狭窄部への土砂の流出を抑える役割を果たしてきたと考えられる。本事業において、同地に大量の発生土を置き、その保護のために擁壁を築くとすれば、自然環境と景観に影響を及ぼすため、新たな環境影響評価が必要である。さらには、土石流が発生した場合、直線的な人工的通路を通して一気に狭窄部に流入することにより、以前にも増して下流側への影響の拡大が懸念される。そのため、周辺の地形や同地の形成要因を適切に把握し、場所の選定及び構造に配慮すること。
- (5) 発生土置き場については、今回実施した調査結果に加え、必要に応じて地元関係者や専門家等への意見聴取により周辺環境の状況を十分に把握し、環境影響が明らかな場合は候補地を見直すこと。
- (6) 堆積された発生土が、地震動、水流、土石流、風の自然力等によって発生土置き場から飛散や流出がないように、場所の選定と構造等に万全の措置を講ずること。
- (7) 斜坑等の掘削及びそれに伴う発生土処理による自然環境への影響を低減するため、施工上の安全を確保した上で、斜坑等の計画について再検討すること。
- (8) 工事現場や宿舎等から排出される一般廃棄物の処理に当たっては、法令等及び静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき適正に処理するとともに、廃棄物となるものをできる限り持ち込まないなど、発生抑制に努めること。

## 7 温室効果ガス

- (1) 本事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。
- (2) 供用開始後はもちろんのこと、工事期間中の事業活動により排出される温室効果ガスについても、カーボン・オフセットによる削減対策を検討すること。

## 8 人と自然との触れ合い

- (1) 南アルプスの豊かな自然が育む多様な生物相の観察や、静謐で優れた景観を有する環境に魅せられてこの地を訪れる人々にとって、各所に露出する構造物のみならず、工事期間中の事業活動により人が自然と触れ合う活動が阻害される可能性は大きい。このため、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場に限らず、事業活動が行われるすべての場所において、人が自然と触れ合う活動に影響がないよう配慮すること。
- (2) 発生土置き場の存在が、南アルプスの観光資源としての価値を損なうことのないように、詳細な設計に当たっては、フォトモンタージュ等を作成し景観への影響について関係者と協議すること。また、周囲の環境と調和した構造・形態を保持し、林道及び登山道の利用者の障害とならないよう、保守管理及びモニタリングを経年的に実施すること。
- (3) 工事期間中は多くの工事車両が林道東俣線を通行することとなるため、必要な路面整備及び適切な運行計画、並びに工事関係者への指導の徹底など、安全確保のための十分な対策を講ずること。

## III 付帯事項（南アルプスユネスコエコパークに関して）

事業者は、「平成 25 年 9 月に公表された南アルプスユネスコエコパークの計画では、当社が計画している非常口や発生土置き場などはすべて居住や経済活動が可能な「移行地域」に含まれております。」（準備書に対する意見の概要及び当該意見についての事業者の見解 P31）として、ユネスコエコパークの登録理念との整合性は図られているとの認識を示している。

しかし、トンネル工事に伴い地表部に露出する構造物の存在は、多様な生態系を損ない、そこを生育・生息エリアとする動植物の観察や教育を妨げることとなる。また、堆積残土や河川の汚濁が山岳・溪流景観を喪失させ、狭い山道を行き交う工事車両の往来がエコツーリズムや観光客の来訪を困難にするなど、その深刻な影響は移行地域のみならずエコパーク全体の機能喪失につながり、本来の目的の達成を妨げることになる。

いま、求められるのは、本年 6 月に予定されているユネスコエコパークの登録承認を

妨げる環境影響を可能な限り回避すべく、万全の対応を図ることである。

そのため、事業者は南アルプスの自然を十分に理解・認識し、計画の具体化に当たっては、評価書作成の前段階から関係行政機関等と協議を行うこと。また、エリア全体の保全管理策や実行体制など、必要とする一連の情報やデータの提出に責任をもち、必要な場合は計画の見直しも含めてユネスコエコパークの登録実現を積極的に支援することが必要である。

我々には、南アルプスを源とした豊かな自然環境とその恵みを、後世への財産として引き継ぐ責務があり、静岡市では、その豊かな自然を保全し、価値を磨き上げることによる地域活性化・地域振興を推進しているところである。特に、南アルプス地域においては、人と自然が共生し持続可能な発展の実現に向けた取組みを推進しており、これらの取組みが他地域へも拡大し、中山間地域全体の活発な経済活動に資することを目指しているところである。

よって、本事業においても、これらの取組みに寄与されることを期待するところである。

## おわりに

以上、「Ⅰ総括事項」、「Ⅱ個別事項」、「Ⅲ付帯事項」の3章立ての下、中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【静岡県】に関し、南アルプスの自然環境の保全等に関する意見を表明いたします。

本意見の形成に当たっては、静岡市環境影響評価専門家会議に参画された委員の知見を結集するとともに、南アルプスを源流とする大井川流域7市2町の住民を代表する首長からいただいた提言にも配慮いたしました。

私ども日本人は、古来より自然に対して畏敬の念を持ち、一方でその豊かな恵みを受けて共に歩んでまいりました。これは、日本人における普遍的な姿であり、我々の世代だけでなく、将来の世代にもこの豊かで多様な自然を受け継いでいく責務があります。

事業者は、本事業の推進に当たっては、専門家の指導及び助言を受け、必要な場合は環境保全措置等を見直すとともに、最新かつ実効的な保全技術の導入等により可能な限り環境への影響を回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を果たしていただきたいと考えております。

県知事におかれましては、このような私どもの思いをご賢察いただき、本事業において適切な環境影響評価に基づく保全措置が講じられ、万全の対応が果たされるよう知事意見として取りまとめていただきたく、お願い申し上げます。

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】  
平成 26 年8月」に基づく事後調査計画書

意見書

平成 26 年 11 月

静岡市



## はじめに

中央新幹線品川・名古屋間（以下「本事業」という。）は、「その事業規模の大きさから、本事業の工事及び供用時に生じる環境影響を最大限、回避、低減するとしても、なお、相当な環境負荷が生じることは否めない。」（中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書に対する環境大臣意見：平成 26 年 6 月 5 日）とあるとおり、多岐にわたる分野での影響が懸念されております。

特に、静岡県域は全てがトンネルであり、掘削に伴う大量の発生土や地下水脈の分断等による水資源への影響など、豊かで多様な自然を有する南アルプスの環境に多大な影響を及ぼすことが危惧されます。

また、トンネル掘削による河川流量の減少や地下水位の低下は、大井川源流部のみならず、下流域の人々の生活や産業への影響に対する不安も拭い切れません。

本事業は、平成 23 年 9 月から環境影響評価法に基づく手続が行われ、平成 26 年 10 月には、全国新幹線鉄道整備法に基づき、工事実施計画が認可されました。

しかしながら、当該環境影響評価においては、計画や環境保全措置等が具体的に示されておらず、水資源や発生土の処理をはじめ、多岐にわたる環境影響に対する関係者及び地域住民の懸念は十分に払拭されておられません。

南アルプスにつきましては、平成 19 年から、山梨、長野、静岡の 3 県 10 市町村が一体となり、その価値を高めて人類共有の財産とすべく、世界自然遺産登録に向けた取組を推進してまいりました。本年 6 月には、その一里塚として取り組んできたユネスコエコパークに登録されました。

この事実は、南アルプスの自然とその恵みを受けて育まれた地域の歴史や文化が国際的に認められたことであり、かつ、この貴重な財産を将来の世代に受け継いでいく責務が明らかとなったものであります。南アルプスは世界的な財産であるとともに、静岡市民にとってもかけがえのない財産であることは言うまでもありません。

この責任と、市民の安心・安全、財産を守る我々の立場においては、多くの懸念が残されたままで、拙速に工事を進めるべきではないと考えております。

事業者である東海旅客鉄道株式会社（以下「事業者」という。）におかれましては、具体化した計画について改めて環境影響を確認し、実効的な環境保全措置を検討するとともに、関係者及び地域住民に対し、当然に具体的かつ丁寧な説明を行うばかりではなく、静岡市民全体の十分な理解を得る取組をお願いするものであります。

このような前提のもとで、今後の事後調査及びモニタリングの実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、適切な調査及び結果の公表等が行われるよう求めるものです。

以上、静岡県環境影響評価条例第 44 条第 2 項の規定に基づく市長意見を提出いたします。



## I 全般事項

環境影響評価書で示されている本事業で設置する各施設については、路線以外は概ねの位置が円又はだ円で示されているのみで、その規模や構造等の具体的な計画が示されていない。当該地域においては、豊かな自然環境によって多様な生態系を構成していることから、施設の位置や規模、配置や構造により、これまでの環境影響評価において予測した結果と異なる影響が生じる可能性があることを踏まえ、以下の事項に配慮されたい。

- 1 現時点で具体的な計画が明らかになっていない事項については、具体的な計画が決まった段階でこれまで実施した環境影響評価の内容と照査し、必要な項目を選定した上で適切な調査を実施すること。
- 2 「事業開始後に本事業に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、必要に応じて項目や地点数を追加する等の検討を行っていく。」(参1)としているが、その際、関係者等との事前協議及び専門家の助言を受けて、調査方法等を検討し選定すること。
- 3 モニタリングについても、事後調査と差別化することなく、同様の調査、報告、公表、環境保全措置等の対応を図ること。
- 4 当該地域は、一般の人が容易にアクセスできる場所ではないため、調査等の結果は定期的、かつ、分かりやすく公表すること。
- 5 計画されている施設等ごとに周囲の環境の状況を調査し、それぞれに影響を評価することはもちろんのこと、対象事業実施区域全体の環境の状況を調査し、事業全体として総合的に影響を評価すること。その際、図面及び完成予想図等を作成し、分かりやすく説明すること。
- 6 林道東俣線については、工事用車両の通行に必要な補修等を行う計画であるが、本事業や林道東俣線の補修等及び工事用車両の通行による林道周辺の自然環境への影響が懸念されるため、関係者等との事前協議及び専門家の助言を受けて調査内容を決定した上で調査を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 7 資機材及び機械の運搬に用いる車両が通行する県道、市道のルートなど、現時点で明らかとなっていない計画について、道路管理者等と早期に協議を行うとともに、事前及び事後に適切な調査を実施すること。

## II 個別事項

南アルプスの持つ地域特性と、極めて貴重な自然環境を保有していることを踏まえ、以下の6項目について、適切な調査を実施するよう配慮されたい。

## 1 大気質

- (1) 調査時期及び頻度については、工事最盛期に1回実施(四季調査)としているが、当該調査では予測値との比較をするのみで、環境基準を超過する等の環境負荷が増加した場合の原因を究明し、適切な対策を検討することは困難である。  
そのため、環境負荷が最大となる工事最盛期に適切な対策が講じられるよう、定期的な調査を実施し、リスクマネジメントを徹底すること。
- (2) 必要に応じて予測及び検証等が行えるよう、工事施工ヤード周辺の気象状況を把握するための気象観測を検討すること。
- (3) 資機材及び機械の運搬に用いる車両のルートとして想定される県道、市道、林道についても、沿線の生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう、道路管理者等と協議し、必要な調査を実施すること。

## 2 騒音、振動

- (1) 調査時期及び頻度については、工事最盛期に1回実施としているが、当該調査では予測値との比較をするのみで、予測結果との整合性を検討する値として設定した環境基準を超過する等の環境負荷が増加した場合の原因を究明し、適切な対策を検討することは困難である。  
そのため、環境負荷が最大となる工事最盛期に適切な対策が講じられるよう、定期的な調査を実施し、リスクマネジメントを徹底すること。
- (2) 資機材及び機械の運搬に用いる車両のルートとして想定される県道、市道、林道についても、沿線の生活環境及び自然環境に影響を及ぼさないよう、道路管理者等と協議し、必要な調査を実施すること。
- (3) 工事期間中に、現在計画している調査地点以外で環境影響を及ぼすおそれのある地点が想定される場合は、調査地点を追加すること。
- (4) 調査地点の結果だけでなく、距離減衰の状況も含め、周辺地域全体への騒音、振動に関する環境の状況を明らかにする等、調査が活かされる「モニタリング調査結果の見える化」の取組を検討すること。

## 3 水環境

- (1) 河川流量の減少には不確実性があることから、水環境に関する調査については、地下水の水位や河川の流量だけでなく水質についても調査し、水環境の変化を総合的に把握すること。なお、調査地点は少なくとも水質に影響を及ぼすおそれのある施設等の上流部及び下流部においては、モニタリングと同様に実施すること。
- (2) 工事施工ヤード(宿舍を含む)からの排水処理については万全を期すとともに、排水放流時の水質の常時監視を行い、日最大値、日平均値を把握すること。
- (3) モニタリング地点については、「トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があ

ると想定した沢を対象にその流域の下流地点とする」(参 10) としているが、影響が生じる範囲には不確実性があることから、現在計画している地点よりも上流部について、調査地点を追加すること。

- (4) 大井川源流部において河川流量の減少が生じた場合は、下流部への影響について調査すること。また、その影響について原因究明を行い、関係者等に説明するとともに、適切な環境保全措置を講ずること。
- (5) 河川流量の変化や発生土置き場の設置に伴う水質及び河床・溪床の変化についても定期的な調査を実施すること。

#### 4 動物、植物、生態系

- (1) 調査時期及び頻度については、「確認調査の結果を踏まえて決定する」(参 9) としているが、確認されなかった種についても生息の可能性があるため、これらの種についても継続的な調査を行うとともに、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずること。
- (2) 河川流量の減少と水生生物への影響は、密接な関わりを持つことは言うまでもない。河川流量の変化に伴う水生生物への影響調査も実施すること。また、図 参 1-5 で示す調査地点についても、前述の事項を踏まえて地点の見直しを行うこと。
- (3) 西俣工事施工ヤード付近には、アカイシサンショウウオが生息している可能性が高く、河川流量及び伏流水の変化による影響が懸念されるため、調査を実施するとともに、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずること。
- (4) 調査手法は任意採取としているが、クモマツマキチョウとミヤマシロチョウについては、成虫のみならず、卵、幼虫についても行うこと。また、この種の食草、食樹(ミヤマハタザオ、ヒロハヘビノボラズ、ドロノキ)の生育状況調査も実施すること。

#### 5 発生土置き場

- (1) 本事業において、発生土の処理による影響は極めて大きなものであり、当該地域の生態系、景観、水資源への影響のほか、土砂流出等による周辺環境への影響が懸念される。

そのため、早期段階で発生土置き場ごとの具体的な計画を明らかにするとともに、同計画に基づく環境影響を改めて調査し、関係者等に説明すること。

- (2) 発生土置き場については、水質、水資源、景観について調査を行うこととしているが、発生土置き場の崩壊に伴う土砂災害等による影響を回避するため、置き場自体の安定性、安全性についても調査を実施すること。なお、これらについては、置き場ごとに作成する管理計画に明記すること。
- (3) 発生土置き場については、「工事完了後には、できる限り早期に土砂流出防止に

有効な法面への播種や緑化を実施する。」(第1章 1-22)としている。国土交通大臣意見に対する事業者の対応(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成26年8月 第13章)では、「発生土置き場や工事施工ヤードの緑化にあたっては、(中略)多様な生物の生息、生育環境を確保するように、在来種、郷土種による植栽等を含め、緑化に使用する種や緑化方法、管理方法等について専門家等の助言を踏まえて検討し、適切な環境保全措置を講じます。」とされており、地域性種苗利用工をはじめとした工法が想定されるが、目標とする植物群落が形成されるまでには、植生モニタリング調査をはじめとした長期間に亘る植生管理が必要となる。

そのため、緑化にあたっては、「地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工の手引き(平成25年1月 国土交通省国土技術政策研究所)」に基づき、適切な計画・調査・設計・準備工・施工・成績判定・植生管理を実施すること。なお、工事施工ヤードの緑化にあたっては同様にすること。

- (4) 発生土置き場等の緑化にあたっては、生物の多様性を回復するような樹木・灌木の植栽を検討すること。

## 6 景観

- (1) 本事業における事業活動が行われる場所は、南アルプスユネスコエコパークとしてすべてが人と自然のふれあいの場であることを十分に認識し、主要な眺望景観のみならずより多くの地点での調査を実施すること。
- (2) 河川景観も当該地域の貴重な景観資源であることから、河川流量の変化がもたらす景観への影響についても調査を実施すること。
- (3) 静岡県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】平成26年8月 第6章)において、「工事施工ヤードについては、(中略)写真等により継続的に記録し、モニタリング結果などとともに公表します。」としていることから、計画書に適切に記載すること。

## III 付帯事項

本事業と南アルプスユネスコエコパーク計画との整合を図るためには、すべての工事関係者が南アルプスの自然環境及び当該地域での事業活動並びに環境保全措置等の意味を十分に理解・認識することが必要である。

このため、事業者は、すべての作業員に対する定期的な教育を実施するとともに、求めに応じてその結果を報告すること。なお、教育にあたっては、必要に応じて関係行政機関と連携して行うこと。

## おわりに

以上、「Ⅰ 全般事項」、「Ⅱ 個別事項」、「Ⅲ 付帯事項」の3章立ての下、中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】平成26年8月に基づく事後調査計画書に対し、南アルプスの自然環境の保全等に関する意見を表明いたします。

事後調査に関しては、平成22年2月の中央環境審議会の今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）において、「環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の観点から、環境影響評価の充実に資するものである。これに加えて、住民等からの信頼性確保、透明性の確保及び客観性の確保、予測・評価技術の向上の観点からも、その結果の報告及び公表は有効であり、事後調査には積極的な意義が認められる。」とされております。

平成23年4月の環境影響評価法の改正で、事後調査手続が創設された意義を十分に理解し、本事業においても積極的な事後調査が実施されることが望まれます。

また、我が国の環境影響評価制度は、事業者自らがアセスメントを行うことから、中立性・公平性の確保が難しいという指摘もありますが、それを補うために関係行政機関、専門家、地域住民の関与の機会が設けられているものと思慮します。

そのため、事業者は、寄せられた意見を真摯に受け止め、誠実に対応することが肝要であると考えております。

現在本市では、将来目指すべきまちの姿や、それを実現するための理念・方向を定めた第3次静岡市総合計画を策定しているところであり、同計画では、あらゆる人々が多様性を尊重し共に暮らすまちづくりを推進し、「共生都市」の実現を図ることを重点プロジェクトの1つに掲げております。

中でも南アルプスは、ユネスコエコパークの理念でもあり「自然と人間社会の共生」を具現化する地域であり、人々の高い環境意識に支えられ、持続可能な発展を目指す地域であります。

これらを踏まえた上で、事業者は、本事業の推進に当たり、専門家の指導及び助言を受け、必要な場合は環境保全措置等を見直すとともに、最新かつ実効的な保全技術の導入等により可能な限り環境への影響を回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を果たしていただきたいと考えております。

県知事におかれましては、このような私どもの思いをご賢察いただき、本事業において適切な環境影響評価に基づく保全措置が講じられ、万全の対応が果たされるよう知事意見として取りまとめいただきたく、お願い申し上げます。